第 １１ 次

（令和３年度～令和７年度）

君津市交通安全計画

君津市交通安全対策会議

目　　次

第１編　計画の基本的な考え方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
第２編　道路交通等の安全 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
第１章　道路交通安全の目標及び重点事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
１　道路交通事故のすう勢等（平成２８年～令和２年） ・・・・・・ 3
２　交通安全計画における目標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
３　計画の重点事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
第２章　道路交通安全についての対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
第１節　今後の道路交通安全対策の方向 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
【第１の視点】高齢者・子供の安全確保 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
【第２の視点】歩行者・自転車の安全確保と遵法意識の向上 ・・・ 25
【第３の視点】生活道路・幹線道路における安全確保 ・・・・・・・・ 27
【第４の視点】地域が一体となった交通安全対策の推進 ・・・・・・ 27
【第５の視点】交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進 ・・・ 28
【第６の視点】先端技術の活用推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
第２節　道路交通安全の施策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
◇　７つの柱とＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）との関わり・・・・ 29
【第１の柱】市民一人一人の交通安全意識の高揚 ・・・・・・・・・・・ 30
（１）市民総参加でつくる交通安全の推進 ・・・・・・・・・・・・・ 30
（２）交通安全に関する普及啓発活動の推進 ・・・・・・・・・・・・ 32
（３）地域でつくる高齢者交通安全対策の推進 ・・・・・・・・・・・ 34
（４）自転車の安全利用の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
（５）飲酒運転の根絶 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
（６）段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 ・・・・・・・・・・・ 38
（７）効果的な交通安全教育の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
【第２の柱】安全運転の確保 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
（１）運転者教育の実施 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
（２）高齢運転者対策の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
（３）安全運転管理の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
【第３の柱】道路交通環境の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
（１）生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備 43
（２）幹線道路における交通安全対策の推進 ・・・・・・・・・・・・ 44
（３）交通安全施設等の整備事業の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・ 45
（４）ダンプカー等の大型車両に対する交通安全の確保・・・・・・ 45

（５）危険なバス停の安全対策の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・ 46
（６）高齢者等の移動手段の確保・充実 ・・・・・・・・・・・・・ 46
（７）効果的な交通規制の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46
（８）自転車利用環境の総合的整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46
（９）交通需要マネジメントの推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
（10）災害に備えた道路交通環境の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・ 47
（11）総合的な駐車対策の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48
（12）道路交通情報の提供 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48
（13）交通安全に寄与する道路交通環境の整備 ・・・・・・・・・・・ 48
【第４の柱】道路交通秩序の維持 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
（１）交通指導取締りの強化・推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
（２）暴走族対策の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
【第５の柱】救助・救急活動の充実 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50
（１）救助・救急体制の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50
（２）救急医療体制の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51
（３）救急医療機関との連携・協力体制の確保 ・・・・・・・・・・ 52
【第６の柱】被害者支援の充実と推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52
◇交通事故被害者支援の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52
【第７の柱】交通事故調査・分析の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 53
（１）交通事故多発箇所の共同現地診断 ・・・・・・・・・・・・・・・ 53
（２）交通死亡事故等重大事故発生に伴う緊急現地診断 ・・・・・ 53
第３章　踏切道における交通の安全 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54
１　踏切事故のすう勢等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54
２　交通安全計画における目標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54
３　踏切道における交通安全対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54
第３編　計画の推進体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56
１　役割 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56
２　目標と指標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57
参考資料 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59
資料１　交通事故発生件数及び死傷者数の推移（平成２０年～令和２年）・ 60
資料２　路線別交通事故発生状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 60
資料３　君津市交通安全対策会議条例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 61
資料４　君津市交通安全対策会議委員名簿 ・・・・・・・・・・・・・・ 62
資料５　君津市交通安全計画推進委員会設置要綱 ・・・・・・・・・・ 63

第１編　計画の基本的な考え方

１　計画の趣旨

本市ではこれまで、交通安全対策基本法（昭和４５年法律第１１０号）に基づき、おおむね５年ごとに君津市交通安全計画を策定し、各種の交通安全対策を実施してきました。

その結果、市内の交通事故発生件数及び負傷者数は平成２２年以降減少傾向にあり、これまで実施してきた対策は一定の効果があったものと考えられます。

交通事故の防止は、行政と市民が一体となって全力を挙げて取り組まなければならない重要な課題であり、社会状況や交通情勢の変化等に対応し、より効果的な対策を推進するため、本計画を策定します。

２　計画の基本理念

人命尊重の理念に基づき、「交通環境の整備」などのハード面の整備や、「市民一人一人の力」や「地域の力」などのソフト面を融合させた総合的かつ長期的な交通安全対策を実施し、「交通事故のない、安全で安心して暮らせる君津市」を目指します。

３　計画の位置づけ

〇本計画は、交通安全対策基本法第２６条を根拠とし、千葉県が策定した「第１１次千葉県交通安全計画」に基づいて策定する法定計画です。

〇本計画は、安全で安心な交通社会の形成に向け、本市等の講ずべき交通安全施策の大綱を定めるものであり、君津市交通安全対策会議で決定されます。

〇市のまちづくりの長期的な指針となる「君津市総合計画」等との整合を図ります。

４　計画期間

千葉県が策定した「第１１次千葉県交通安全計画」に基づいて策定するため、県の計画期間に合わせて、令和３年度から令和７年度までの５年間とします。

年度 計画	平成 ２８	２９	３０	令和 元	２	３	４	５	６	７
千葉県交通安全計画	第１０次					第１１次				
君津市交通安全計画	第１０次〔前計画〕					第１１次〔本計画〕				

５　計画の策定体制

本計画の策定に当たっては、市庁内の関係部署で構成する「君津市交通安全計画推進委員会」で議論を重ねるとともに、君津市交通安全対策協議会等の各種団体に意見照会を行いました。

また、条例に基づき、市や国・県の代表行政機関、警察、交通事業者の委員で構成する「君津市交通安全対策会議」で内容の協議・検討を行い策定しました。

第２編　道路交通等の安全

第１章　道路交通安全の目標及び重点事項

１　道路交通事故のすう勢等（平成２８年～令和２年）

（１）交通事故の推移と現状　※高速道路を除く

過去５年間の市内の交通事故発生状況は、発生件数、負傷者数ともに年々減少し、令和２年は発生件数２２９件、死傷者数２６８人となりました。

なお、第１０次君津市交通安全計画（平成２８年度～令和２年度）における初年度の平成２８年（発生件数３５２件、死傷者数４７１人）と比較すると、発生件数では▲１２３件、死傷者数では▲２０３人といずれも減少しました。

また、第１０次君津市交通安全計画では、目標として「年間死傷者数３５０人以下」に抑えることを掲げており、目標を達成しました。（表１参照）

【表１】

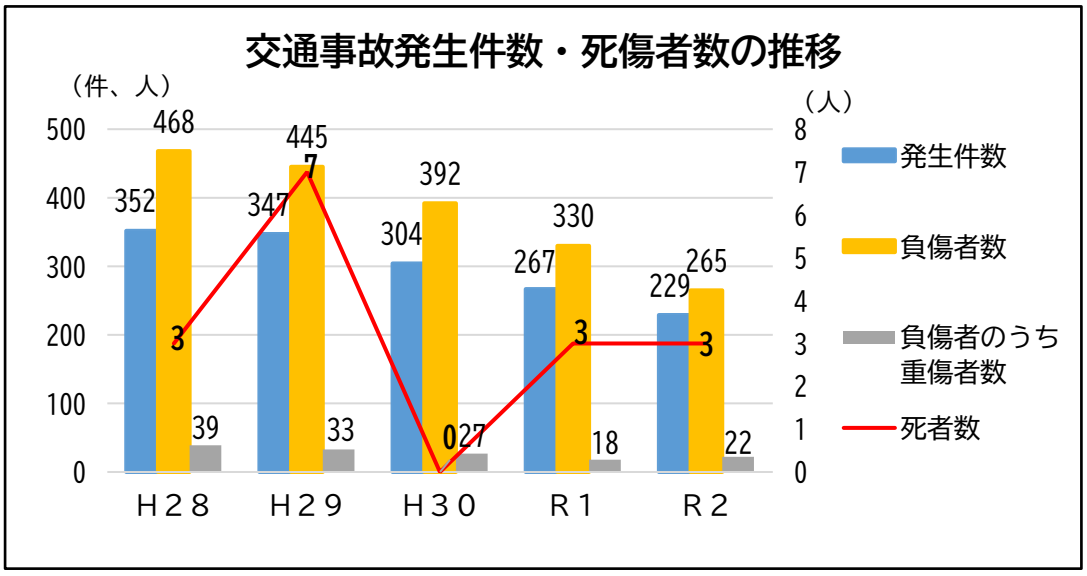

資料：君津警察署

【参考】国、千葉県及び本市の令和２年交通事故発生件数

	令和２年　交通事故発生件数
国	３０９，１７８件（１６年連続で減少）
千葉県	１２，８７３件（全国ワースト９位）
君津市	２２９件（県内ワースト１６位）

資料：第１１次交通安全基本計画、第１１次千葉県交通安全計画、君津警察署

【参考】国、千葉県及び本市の令和２年交通事故死傷者数

	令和２年 交通事故死傷者数
国	３７２，３１５人（４年連続戦後最少）
千葉県	１５，５４３人（人口千人あたり２．５人）
君津市	２６８人（人口千人あたり３．３人）

資料：第１１次交通安全基本計画、第１１次千葉県交通安全計画、君津警察署

（２）交通事故の特徴

① 年代別死傷者数では、６５歳以上の高齢者が３７４人と最も多く、全体の約２割を占めています。（表２参照）

② 状態別死傷者数では、全体の死傷者数が年々減少する中、歩行中の死傷者数は減少が見られず、ほぼ横ばいで推移しています。（表３参照）

③ 自転車事故による死傷者数では、高齢者や高校生が多く、合わせると全体の約５割を占めています。（表４参照）

【表２】

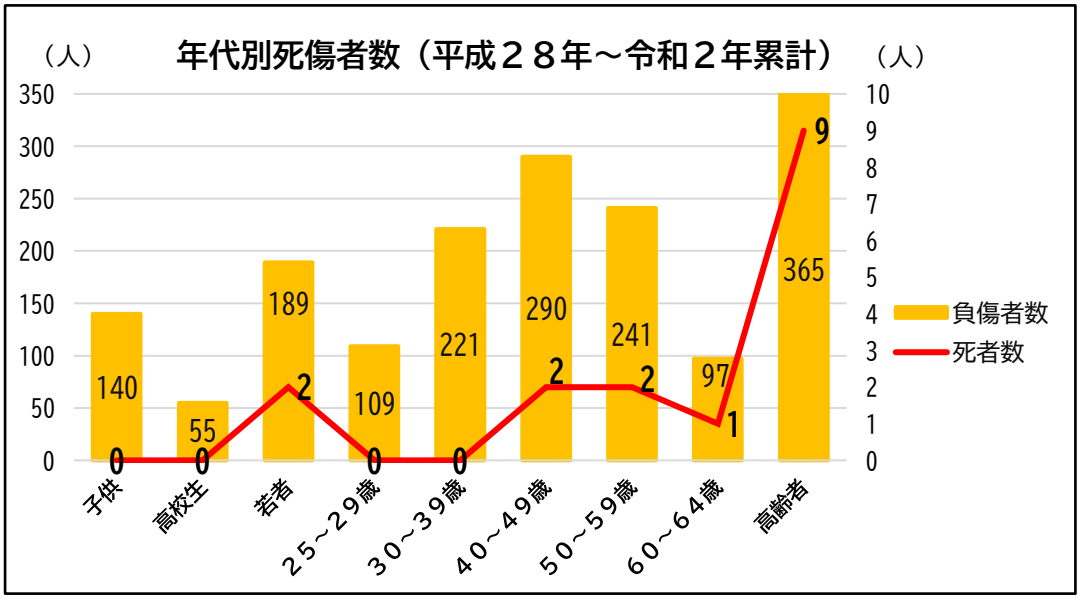

※注　子供：幼児・小学生・中学生、若者：子供・高校生に属さない者及び２５歳未満の者、高齢者：６５歳以上の者

資料：君津警察署

【参考】本市の６５歳以上の高齢者人口・高齢化率

（令和２年１２月３１日時点）

６５歳以上人口	住民基本台帳人口	高齢化率
２６，４５４人	８３，００５人	３１．９％

資料：君津市

【表３】

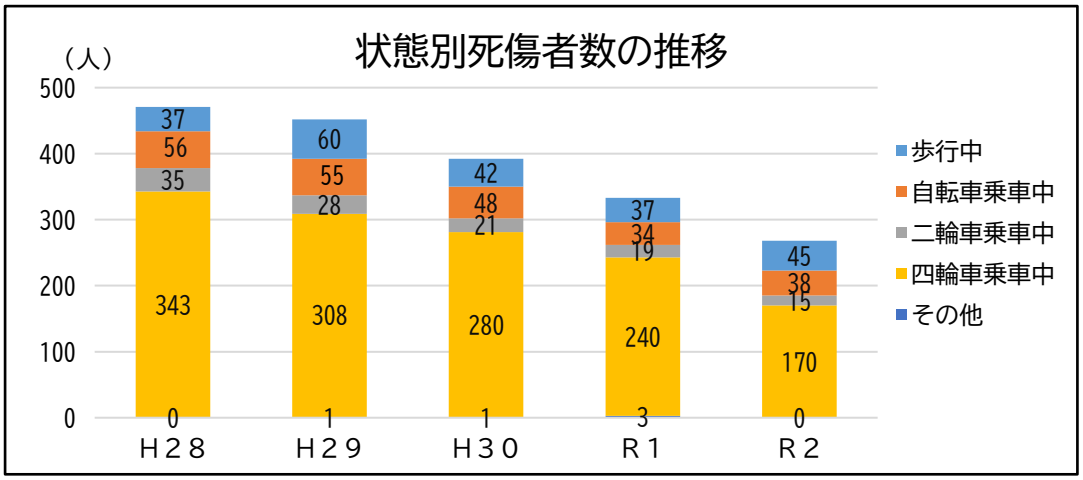

資料：君津警察署

【表４】

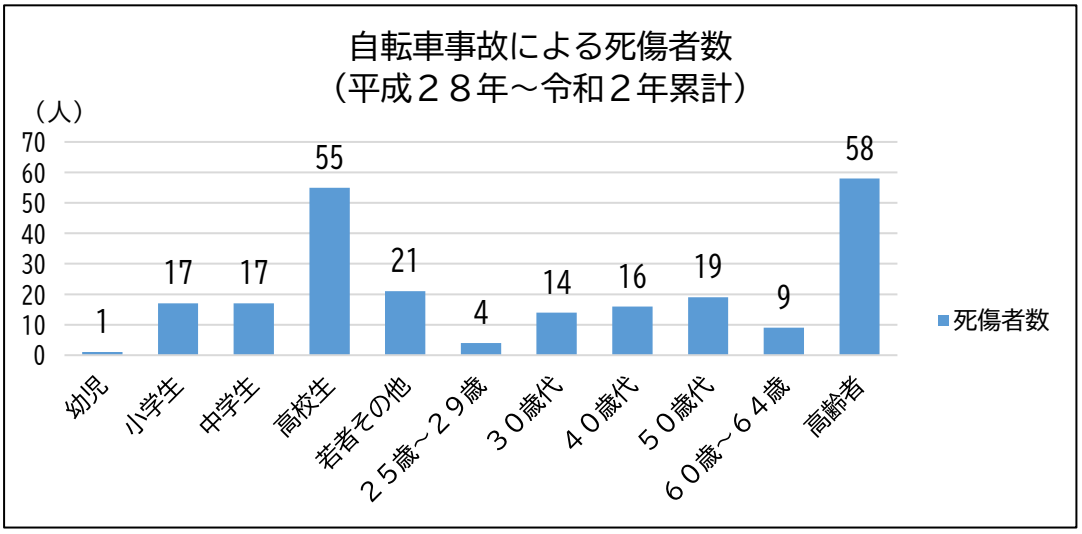

※注　若者その他：幼児・小学生・中学生・高校生に属さない者及び２５歳未満の者
　　高齢者：６５歳以上の者

資料：君津警察署

【表５】

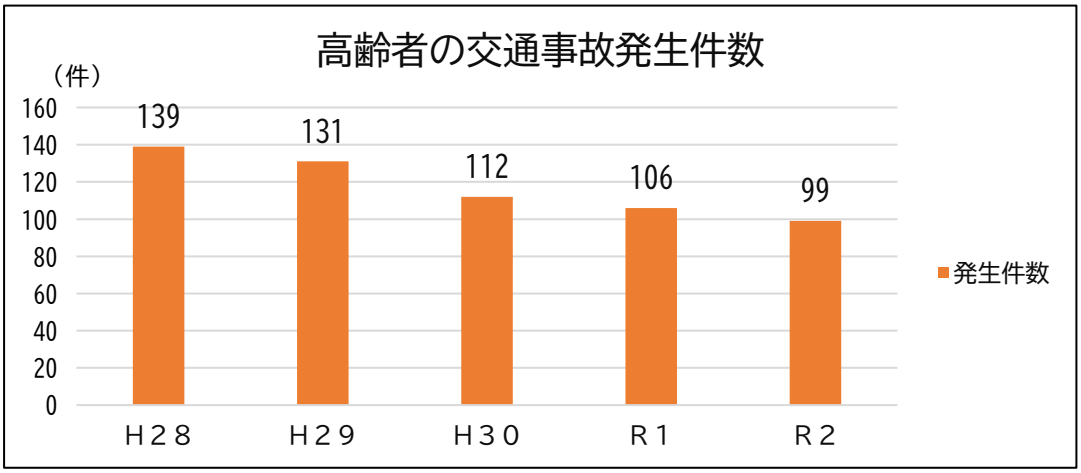

資料：君津警察署

【表６】

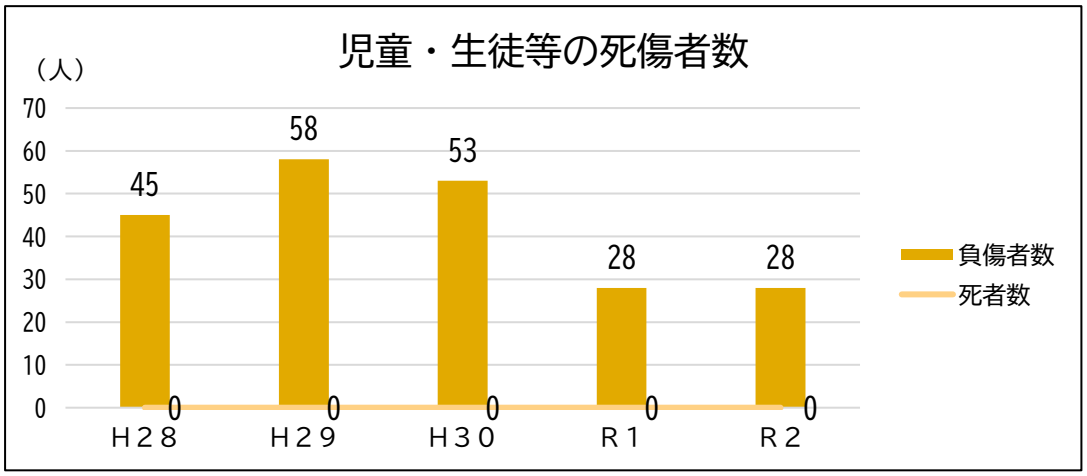

※注　児童・生徒等：幼児・小学生・中学生・高校生

資料：君津警察署

２　交通安全計画における目標

本計画の計画期間終了年度である令和７年度までに、以下の数値を本市の抑止目標として取り組んでいきます。

期　間	目　標　数　値
令和３年度～令和７年度	①　交通事故重傷者数　年間１８人以下
	②　高齢者の交通事故発生件数　年間８０件以下
	③　児童・生徒等の交通事故死者数　ゼロを維持

①　交通事故重傷者数

国及び千葉県が従来の死傷者数に代わり、より命に関わり優先度が高い重傷者（交通事故によって負傷し、１か月（３０日）以上の治療を要する者）に関する目標値を設定したことを踏まえ、本市においても同様に重傷者数を目標とし、令和７年度までに年間１８人以下（令和２年の２２人（表１参照）と比較して約２割減少）と設定します。

【参考】国及び千葉県の目標

	目　標
国	交通事故重傷者数　年間２２，０００人以下
千葉県	交通事故重傷者数　年間　１，３００人以下

②　高齢者の交通事故発生件数（市独自目標）

市内で高齢者が関係する交通事故が多く発生していることを踏まえ、高齢者の交通事故発生件数を目標とし、令和７年度までに年間８０件以下（令和２年の９９件（表５参照）と比較して約２割減少）と設定します。

③　児童・生徒等の交通事故死者数（市独自目標）

令和３年６月に八街市で発生した下校途中の児童の死傷事故等を踏まえ、児童・生徒等の交通事故死者数を目標とし、令和２年度までの過去５年間、児童・生徒等の交通事故死者数はゼロで推移してきた（表６参照）ことから、令和７年度までの児童・生徒等の交通事故死者数についてもゼロを維持することとします。

【参考】第９次・第１０次君津市交通安全計画の目標と実績

区　分	期　間	目　標	実　績
第９次君津市 交通安全計画	平成２３年度～ 平成２７年度	交通事故死傷者数 年間４５０人以下	平成２７年 ４４８人
第１０次君津市 交通安全計画	平成２８年度～ 令和２年度	交通事故死傷者数 年間３５０人以下	令和２年 ２６８人

3　計画の重点事項

計画の策定に当たっては、本市の交通事故の特徴（Ｐ４）や、令和３年６月に八街市で発生した死傷事故を受け、令和３年８月に政府が定めた「通学路等における交通安全の確保及び飲酒運転の根絶に係る緊急対策」で、「通学路等における交通安全の確保」と「飲酒運転の根絶」に取り組むこととしたことを踏まえ、「高齢者の交通安全対策」、「歩行者の交通安全対策」、「自転車の安全利用対策」、「通学路等の交通安全対策」及び「飲酒運転による事故防止対策」の５項目に重点を置いた計画とします。

◇重点項目１　高齢者の交通安全対策

高齢者に関する交通安全対策は、これまでも取組を推進してきたところですが、高齢者が関係する事故が依然として多く発生しており、更なる対策を図っていきます。

【目的】　交通事故による高齢者の死傷者数を減少させます

【指標】

項目	実績			第１１次計画期間中の取組					担当
	平成３０	令和元	２	３	４	５	６	７	
高齢者の死傷者数（人）	７８	５８	６４	６１	５８	５５	５２	５０	市民活動支援課

（１）総合的な取組

①　シルバーリーダーの指導・育成　【市民活動支援課・高齢者支援課】

各シニアクラブから選ばれた方を交通安全シルバーリーダーに委嘱し、参加・体験・実践型の研修会の実施により育成を図るとともに、地域ごとの高齢者交通安全教室の開催や交通安全に関する情報提供を行うなど、高齢者の自主的な交通安全活動を促進します。

②　高齢者交通安全いきいきキャンペーンの参加促進　【市民活動支援課】

高齢者に対して交通安全指導や反射材の配布を行い、指定期間中の無事故を目指す「高齢者交通安全いきいきキャンペーン」は、交通安全意識の高揚を図ることに大きな効果が得られています。

そのため、より多くの高齢者に同キャンペーンの参加を促し、交通安全意識の更なる高揚と交通事故の防止を図ります。

（２）交通事故に遭わないための取組〔高齢歩行者の対策〕

①　視認性の高い服装の着用及び反射材等の普及･促進(「キラリアップ☆ちば」（※))　【市民活動支援課】

薄暮時や夜間・早朝における歩行者・自転車利用者の交通事故防止を図るため、視認性の高い服装の着用や、反射材・ＬＥＤライトを活用する効果を周知するとともに、これらの普及・促進を図ります。

※キラリアップ☆ちば

反射材でキラリとライトアップすることと、夜空にキラリと光る星のように千葉県の反射材着用率アップをかけて、県民に反射材への関心や親しみを持ってもらうことを目的としたキャッチフレーズ。

②　道路横断時の横断歩道利用と安全確認の周知啓発　【市民活動支援課】

歩行者に対して、道路を横断する際は、付近に横断歩道がある場所では必ず横断歩道を利用し、無い場所では十分に安全を確認し、最短距離を横断することや、横断するときは、手を挙げるなど運転者に対して横断する意思を明確に伝えるよう周知啓発を行います。

③　**高齢者交通安全教室等の開催**

【市民活動支援課・生涯学習文化課・各公民館】

シニアクラブや高齢者学級などを対象とした交通安全教室や､｢まちづくりふれあい講座」でシルバー交通安全教室を開催します。

（３）交通事故を起こさせないための取組〔高齢運転者の対策〕

①　**参加・体験・実践型交通安全教育の推進**　【市民活動支援課】

高齢化の進展に伴い、高齢者が関係する交通事故が増加傾向にあるため、自動車教習所や関係機関と連携し、参加・体験・実践型の交通安全教育を実施します。

②　**適切な運転行動を促すための広報啓発の推進**

【市民活動支援課・高齢者支援課】

高齢運転者に対して、「雨の日や夜間は運転を控える。」「運転は、近所のスーパーや病院までにする。」「体調が優れない日は、運転をしない。」など、天候や自身の体調を考慮し、適切な運転行動をとる「はればれ運転」を広報し、高齢運転者の意識改善を促すことで交通事故防止に努めます。

③　**安全運転サポート車の普及に向けた周知**

【市民活動支援課・高齢者支援課】

衝突被害軽減ブレーキを搭載したセーフティ・サポートカー（サポカー）（※）及びセーフティ・サポートカーＳ（サポカーＳ）（※）等の先進安全技術を活用した車両を周知し、普及に向けた取組を行うことで、高齢運転者による交通事故抑止に努めます。

※セーフティ・サポートカー（サポカー）

衝突被害軽減ブレーキが搭載された自動車で、全ての運転者を対象としている。

※セーフティ・サポートカーＳ（サポカーＳ）

衝突被害軽減ブレーキに加え、ペダル踏み間違い急発進抑制装置が搭載された自動車で、特に高齢運転者に推奨されている。

④　**運転免許自主返納に対する支援措置及び周知**　【市民活動支援課】

自動車の運転に不安がある高齢者に対して、運転免許の自主返納を促すため、高齢者運転免許証自主返納支援事業を実施するほか、交通事業者等が実施する支援措置を周知し、運転免許を返納しやすい環境を整備します。

【参考】全国の事故事例

○高齢者が運転する乗用車が暴走し、横断歩道を青信号で横断する歩行者が死亡した事故。 ○横断歩道のない片側二車線の道路を、前の歩行者に続いて駆け足で渡ろうとした高齢者が乗用車と衝突した事故。

◇重点項目２　歩行者の交通安全対策

全国各地で歩行者を巻き込む事故が後を絶たないほか、横断歩道で自動車が一時停止しないなど、歩行者優先の徹底がなされておらず、歩行者の安全を確保することが必要不可欠なため、その対策を推進します。

【目的】　交通事故による歩行者の死傷者数を減少させます

【指標】

項目	実績			第１１次計画期間中の取組					担当
	平成３０	令和元	２	３	４	５	６	７	
歩行者の死傷者数（人）	４２	３７	４５	４２	４０	３８	３６	３５	市民活動支援課

（１）総合的な取組

①　各年代に対する交通安全教育の推進

ア　幼児に対する交通安全教育の推進

(a) 幼児に対する交通安全教育　【市民活動支援課・保育課】

幼児に対する交通安全教育は、幼児が道路を通行する際の安全を確保するためばかりではなく、将来に渡って、交通ルールを遵守し、交通マナーを実践する交通安全意識を養うためにも重要です。

そのため、幼児に対しては、組織的かつ継続的に交通安全教育を実施する必要があるため、地域、関係機関・団体等の連携により、幼児やその保護者等に対する参加･体験･実践型の交通安全教育を推進します。

(b) 家庭における広報活動等の推進　【市民活動支援課】

幼児期から交通安全に関する意識を高め、将来の交通事故防止を図るためには、継続した家庭教育が重要です。

そのため、警察や交通安全協会をはじめとした関係機関･団体と連携･協力し、家庭内での話し合いや声掛けがもたれるよう、資料提供や広報を行います。

（c）幼児交通安全クラブにおける交通安全教育の推進

【市民活動支援課・保育課】

幼児とその保護者を構成員として、幼児の特性に応じた交通安全教育の推進母体である「幼児交通安全ベコちゃんクラブ」が設置されている幼稚園・保育園においては、年間のカリキュラムを定め、道路横断時の基礎である、「止まる・見る・待つ・手をあげて渡る」を中心に、園内で模擬信号や踏切を使用した訓練や実際の道路など、様々な交通場面を設定した交通安全教室を開催します。

イ　小学生に対する交通安全教育の推進　【市民活動支援課・学校教育課】

小学生は、自転車の利用などを通じ、幼児期に比べて行動範囲が広がるほか、発達段階が上がるにつれて、保護者から離れて行動する機会が増えます。

小学校においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力しながら、歩行者の立場だけでなく、自転車利用者として必要となる知識と運転技能を習得させるとともに、道路及び交通状況に応じた具体的な安全行動が習得できるよう、実践型の交通安全教育を計画的かつ継続的に実施します。

ウ　中学生に対する交通安全教育の推進　【市民活動支援課・学校教育課】

中学生は、本格的に交通社会に参加していくための準備段階にあります。また、通学等の手段として自転車を利用する機会が増えることもあり、中学生の交通事故全体のうち自転車利用中の事故の割合が高くなっています。

中学校においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力しながら、「ちばサイクルール（※）」をはじめとした自転車で安全に道路を通行するために必要な知識と技能を十分に習得させるとともに、交通事故発生時の対応要領等の指導を実施し、自己及び他者の安全に配慮した行動ができるよう、実践型の交通安全教育を計画的かつ継続的に実施します。

※ちばサイクルール

内閣府で制定した「自転車安全利用五則」に自転車条例の内容を盛り込んだ千葉県独自の自転車交通安全ルール。

〇自転車に乗る前のルール

1　自転車保険に入ろう
2　点検整備をしよう
3　反射器材（リフレクター）を付けよう
4　ヘルメットをかぶろう
5　飲酒運転はやめよう

○自転車に乗るときのルール

1　車道の左側を走ろう

2　歩いている人を優先しよう

3　ながら運転はやめよう

4　交差点では安全確認しよう

5　夕方からライトをつけよう

エ　高校生に対する交通安全教育の推進　【市民活動支援課】

高校生は、その多くが近い将来、普通免許等を取得し、自動車等の運転者として交通社会に参加するようになります。

また、高校生が関連する交通事故のうち、高い割合を占めている自転車の交通事故を防止する必要があります。

高等学校においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力しながら、自転車や二輪車の運転者として安全に道路を通行するための技能と知識を十分に習得させるとともに、交通社会の一員として、交通ルールの遵守や正しい交通マナーの実践により、自他の生命を尊重するなど責任を持って行動できるような交通安全教育を推進します。

オ　成人に対する交通安全教育の推進

(a) 交通安全啓発活動による意識付け　【市民活動支援課】

交通安全意識の高揚・交通マナーの向上を促進するために、地域や職場における各種啓発活動を行い、歩行者・自転車利用者の保護、シートベルト等の正しい着用の徹底、信号無視、速度超過、飲酒運転等の死亡事故に直結する悪質・危険性の高い運転を防止するための自主的な安全行動と交通安全に対する意識付けを図ります。

(b) 公民館等の社会教育施設における活動の推進

【市民活動支援課・各公民館】

公民館で開催する高齢者学級や家庭教育学級などで、交通安全に関する内容の講座の開設が進むよう働きかけ、学級生の意見を尊重した参加・体験・実践型の交通安全教室の開催に努めます。

カ　障害者や電動車いす利用者に対する交通安全教育の推進

(a) 障害者に対する交通安全教育　【市民活動支援課・障害福祉課】

交通安全のための必要な知識及び技能の習得のため、特別支援学校において、障害の程度に応じた分かりやすい交通安全教育を推進します。

(b) 電動車いす利用者に対する交通安全教育

【市民活動支援課・高齢者支援課】

電動車いすは道路交通法上、歩行者として位置付けられており、歩行

が困難な高齢者等にとって便利な移動手段となっていますが、操作の誤り等により、重大な交通事故につながるおそれがあります。

また、高齢者人口の増加や介護保険制度の整備、運転免許の自主返納者の増加により、電動車いす利用者の増加も予想されるため、電動車いす利用者に対し、事故実態や正しい利用方法について周知します。

キ　外国人に対する交通安全教育の推進　【政策推進課・市民活動支援課】

外国人に対しては、日本の交通ルールに関する知識の普及のため、外国人を雇用する事業所等を対象に交通安全教室を開催し、交通安全教育に努めます。

②　効果的な交通規制の推進

ア　地域の特性に着目した交通安全対策

君津警察署は、歩行者等の安全な通行を確保すべき生活道路等において、低速度規制や通過交通を抑制するための交通規制を実施するなど、地域の特性に応じた交通安全対策を推進します。

イ　交通事故多発地域における交通規制

君津警察署は、交通事故が多発している地域、路線等において、事故分析結果等に基づき、事故抑止に資する効果的かつ合理的な交通規制を推進します。

③　ダンプカー等の大型車両に対する交通安全の確保

【市民活動支援課・管理課】

本市には山砂採取場が複数あるなど、土砂を運搬するダンプカー等の大型車両の往来が激しく、歩行者の安全や騒音、振動に対する改善が求められています。

そのため、山砂採取事業者等に対して、運搬経路の変更や通行時間帯の厳守及び低速での走行など、より一層の安全運転への理解を求めていくほか、許可権者である千葉県や警察、各種団体との協力により、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組んでいきます。

④　危険なバス停の安全対策の推進　【市民活動支援課・管理課】

バスが横断歩道上に停車するなど交通安全上問題と考えられるバス停について、歩行者の安全性を確保するため、バス事業者や警察、道路管理者等と連携を図り、危険なバス停の安全対策を推進します。

（２）交通事故に遭わないための取組〔歩行者の対策〕

①　視認性の高い服装の着用及び反射材等の普及・促進（「キラリアップ☆ちば」）　【市民活動支援課】（再掲）

薄暮時や夜間・早朝における歩行者・自転車利用者の交通事故防止を図るため、視認性の高い服装の着用や、反射材・ＬＥＤライトを活用する効果を周知するとともに、これらの普及・促進を図ります。

②　道路横断時の横断歩道利用と安全確認の周知啓発

【市民活動支援課】（再掲）

歩行者に対して、道路を横断する際は、付近に横断歩道がある場所では必ず横断歩道を利用し、無い場所では十分に安全を確認し、最短距離を横断することや、横断するときは、手を挙げるなど運転者に対して横断する意思を明確に伝えるよう周知啓発を行います。

（３）交通事故を起こさせないための取組〔運転者の対策〕

①　ゼブラ・ストップ活動（※）及び３（サン）・ライト運動（※）の推進

【市民活動支援課】

歩行者の横断歩道・道路横断中の交通事故が後を絶たないため、ゼブラ・ストップ活動及び３（サン）・ライト運動の内容の周知とその推進を図り、歩行者の交通事故防止に努めます。

※ゼブラ・ストップ活動

横断歩道等における歩行者等の優先義務を運転者に徹底させることで、横断歩道上での歩行者等の保護を強化するために実施している千葉県独自の活動で、横断歩道の和製語であるゼブラゾーンの「ゼブラ」にかけて注意喚起を行っている。

ゼ…「前方（ぜんぽう）」をよく見て運転、横断歩道に十分注意

ブ…横断歩道の手前では、「ブレーキ」操作で安全確認

ラ…横断歩道でも３（サン）・ライト運動で交通事故防止

※３（サン）・ライト運動

薄暮時間帯から夜間にかけて多発している歩行者の道路横断中の事故防止を重点に、３つの「ライト」を推進し、交通事故を抑止する運動。

１　車の「ライト」は早めの点灯、こまめな切り替えで横断者を早期発見

２　横断者も反射材等で「ライト」アップ

３　「ライト（右）」からの横断者にも注意

②　安全運転管理の推進

各事業所は、安全運転管理者制度に基づき、安全運転管理者及び副安全運転管理者の選任を徹底するとともに、事業所の運転者に対して、交通安全教育指針に基づいた交通安全教育を実施し、自主的に交通安全意識の向上等を図ります。

③　交通指導取締りの強化・推進

ア　通学路等における交通指導取締りの推進

君津警察署は、歩行者及び自転車利用者の事故防止並びに事故多発路線等における重大事故の防止に重点を置いた交通指導取締りや、通学路における交通安全対策として、通学時間帯の通行車両に対する交通指導取締りを推進します。

イ　飲酒運転に対する交通指導取締りの強化

飲酒運転は重大な交通事故を引き起こす要因となっているため、君津警察署では取締りを強化、推進します。

【参考】全国の事故事例

○深夜の交差点付近で、横断歩道外を横断中の歩行者がタクシーと衝突した事故。 ○６２歳の歩行者が歩道上で中学生が運転する無灯火の自転車と正面衝突し、歩行者が死亡した事故。

◇重点項目３　自転車の安全利用対策

自転車は車両の一部であり、道路交通法や道路標識等の交通規制に従って運転しなければなりませんが、交通ルールなどを守らず危険な走行をする自転車が多く見られます。そのため、自転車利用者の交通ルールやマナー向上に向けた取組などを推進します。

【目的】　<u>自転車事故による死傷者数を減少させます</u>

【指標】

項目	実績			第１１次計画期間中の取組					担当
	平成３０	令和元	２	３	４	５	６	７	
自転車事故による死傷者数（人）	４８	３８	３４	３３	３２	３０	２８	２６	市民活動支援課

（１）幅広い世代を対象とした自転車事故防止の取組

①　自転車安全利用キャンペーンの実施　【市民活動支援課】

毎年５月に実施する「自転車安全利用推進強化月間」や毎月１５日の「自転車安全の日」の活用により、関係機関・団体等と連携した広報啓発活動を実施し、「ちばサイクルール」の普及促進や自転車運転者講習制度（※）の周知を図るとともに、君津交通安全協会、自転車軽自動車商協同組合等と連携し、街頭での自転車点検や安全指導を実施するなど、自転車安全利用対策を推進します。

※自転車運転者講習制度

下記１５項目に該当する危険運転を繰り返して、原則３年以内に２回以上検挙された自転車運転者に対し、自転車の講習を受講することが義務付けられている。受講命令に従わない場合、５万円以下の罰金が科される。

（対象年齢：１４歳以上）

１　信号無視
２　通行禁止違反
３　歩行者用道路における車両の徐行義務違反
４　通行区分違反
５　路側帯通行時の歩行者の通行妨害
６　遮断踏切立ち入り
７　交差点安全進行義務違反
８　交差点優先車妨害等
９　環状交差点安全進行義務違反等
１０　指定場所一時不停止等
１１　歩道通行時の通行方法違反等
１２　制動装置不良自転車運転
１３　酒酔い運転
１４　安全運転義務違反
１５　妨害運転（７類型）

②　自転車の交通安全教室の開催　【市民活動支援課・学校教育課】

小・中・高校生及び高齢者など、各年齢層を対象に、学校、警察署、君津交通安全協会等と連携して、「ちばサイクルール」の普及促進や自転車運転者講習制度の周知を行い、自転車の正しい乗り方の周知徹底を図ります。

③　ながら運転の危険性の周知　【市民活動支援課】

自転車や自動車等の運転中にスマートフォン等を使用する、いわゆる「ながら運転」は、周囲の状況が把握できずに、歩行者や他の車などに衝突する

など、重大な交通事故に直結するため、その危険性について周知し事故防止を図ります。

④　**自転車の点検整備の促進**　【市民活動支援課】

交通安全教室において、日常点検の習慣化や自転車安全整備店での定期的な精密点検・整備を呼び掛け、自転車点検整備の促進を図ります。

⑤　**反射材等の普及**　【市民活動支援課】

薄暮時から夜間における自転車の交通事故防止を図るため、明るい服装の着用や反射材（後部、側面等）の効果について周知し、自発的な活用の促進に努めるとともに、灯火の取付け並びに点灯を指導し、自転車の視認性の向上を図ります。

（２）自転車保険の普及及び加入の促進

①　**自転車安全整備制度（ＴＳマーク制度）の普及促進**　【市民活動支援課】

自転車の安全利用と事故防止を図るため、定期的な自転車点検整備の推進やＴＳマーク（※）の普及促進を図ります。

※ＴＳマーク

自転車安全整備店の自転車安全整備士が点検整備し、道路交通法等で定める安全な普通自転車であることを確認し貼付するマーク。傷害保険や賠償責任保険が付帯されている。

②　**自転車保険への加入促進**　【市民活動支援課】

自転車の関係する交通事故の民事裁判において、数千万円にも及ぶ高額な損害賠償が命令されている事例を踏まえ、自転車の交通安全教室で過去の裁判結果を例示する等、自転車保険の必要性を周知啓発し、各種自転車保険への加入促進を積極的に行います。

【参考】全国の事故事例

○自転車運転中の高校生が車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進していた会社員と衝突し、会社員が重大な障害を負った事故。 ○自転車運転中の会社員が信号を無視し、横断歩道を渡っていた高齢者と衝突し、高齢者が死亡した事故。

◇重点項目４　通学路等の交通安全対策

令和３年６月、八街市で下校途中の児童が死傷する事故が発生しました。このような通学路における交通事故は全国的に後を絶たず、本市において、このような事故が起きないよう対策を図っていきます。

【目的】　交通事故による児童・生徒等の死者数ゼロを維持します

【指標】

項目	実績			第１１次計画期間中の取組					担当
	平成３０	令和元	２	３	４	５	６	７	
児童・生徒等の死者数（人）	０	０	０	０	０	０	０	０	市民活動支援課

※児童・生徒等：幼児・小学生・中学生・高校生

（１）通学路等における交通安全の確保

①　通学路等における合同点検の実施及び対策必要箇所の抽出　【学校教育課】

児童・生徒等の安全を確保するため、君津市通学路安全対策協議会において策定した「君津市通学路交通安全プログラム」に基づき、君津警察署、道路管理者、教育委員会等の関係機関が連携して、緊急または定期的に市内の小中学校の通学路等の合同点検を実施し、見通しのよい道路や幹線道路の抜け道となっている道路など自動車の速度が上がりやすい箇所や、大型車の進入が多い箇所、ヒヤリハット事例があった箇所、保護者や地域住民等から改善要請があった箇所など、対策必要箇所の抽出を行います。

②　合同点検で抽出した対策必要箇所の対策の検討　【学校教育課】

合同点検で抽出した結果を踏まえ、速度規制や登下校時間帯に限った車両通行止め、通学路の変更、登下校時の見守り活動の実施等によるソフト面での対策に加え、歩道やガードレール、信号機、横断歩道等の交通安全施設等の整備等によるハード面での対策を適切に組み合わせるなど、地域の実情に対応した効果的な対策を検討し、君津警察署や道路管理者等の関係機関との連携により、可能なものから速やかに実施します。

③　子供の安全な通行を確保するための道路交通環境の整備の推進

【管理課・道路維持課・道路整備課】

歩道や路側帯の設置・拡充、歩行者と自動車・自転車の利用空間の分離、ガードレール等の防護柵の設置や標識の高輝度化などの交通安全施設等の整備など、子供の視点に立った交通安全対策を推進します。

また、「ゾーン３０（※）」をはじめとする低速度規制を道路管理者や警察署と協議して推進するとともに、緩やかな凸部で自動車の速度を抑制するハンプの設置や、自動車の通行幅を狭くし減速を促す狭さくの設置等を進め、通学路等における速度抑制・通過交通の進入抑制対策を推進します。

更に、これらの低速度規制とハンプや狭さくの設置等との適切な組合せに

より交通安全の向上を図ろうとする区域を「ゾーン３０プラス」として設定し、生活道路における人優先の安全・安心な通行空間の整備を推進します。

そのほか、スクールゾーンの設定や登下校時間帯に限った車両通行止め等の各種交通規制や、登下校時間帯に重点を置いた交通事故抑止に資する交通指導取締りを警察署と協議して推進します。

※ゾーン３０

区域を設定して最高速度３０ｋｍ/ｈの区域内における速度を規制するとともに、ハンプや狭さくの設置等による生活道路対策を推進するもの。

④　**登下校時の子供の安全確保**　【教育総務課・学校教育課】

子供の見守り活動の支援やスクールバスの安全な運行など、地域の実情や特性に応じて、児童・生徒の登下校における安全確保を図ります。

⑤　**交通規制の実効性を確保する取締りの働きかけ**　【市民活動支援課】

道路交通環境の整備と合わせ、その実効性を確保するための交通指導取締りが必要不可欠のため、児童・生徒の登下校時間帯に重点を置いた、交通事故抑止に資する交通指導取締りを警察に強く求めていきます。

（２）効果的な交通規制の推進

①　**地域の特性に着目した交通安全対策**（再掲）

君津警察署は、歩行者等の安全な通行を確保すべき生活道路等において、低速度規制や通過交通を抑制するための交通規制を実施するなど、地域の特性に応じた交通安全対策を推進します。

②　**交通事故多発地域における交通規制**（再掲）

君津警察署は、交通事故が多発している地域、路線等において、事故分析結果等に基づき、事故抑止に資する効果的かつ合理的な交通規制を推進します。

（３）交通指導取締りの強化・推進

①　**通学路等における交通指導取締りの推進**（再掲）

君津警察署は、歩行者及び自転車利用者の事故防止並びに事故多発路線等における重大事故の防止に重点を置いた交通指導取締りや、通学路における交通安全対策として、通学時間帯の通行車両に対する交通指導取締りを推進します。

②　**飲酒運転に対する交通指導取締りの強化**（再掲）

飲酒運転は重大な交通事故を引き起こす要因となっているため、君津警察署では取締りを強化、推進します。

（４）安全運転管理の推進（再掲）

各事業所は、安全運転管理者制度に基づき、安全運転管理者及び副安全運転管理者の選任を徹底するとともに、事業所の運転者に対して、交通安全教育指針に基づいた交通安全教育を実施し、自主的に交通安全意識の向上等を図ります。

（５）ダンプカー等の大型車両に対する交通安全の確保

【市民活動支援課・管理課】（再掲）

本市には山砂採取場が複数あるなど、土砂を運搬するダンプカー等の大型車両の往来が激しく、歩行者の安全や騒音、振動に対する改善が求められています。

そのため、山砂採取事業者等に対して、運搬経路の変更や通行時間帯の厳守及び低速での走行など、より一層の安全運転への理解を求めていくほか、許可権者である千葉県や警察、各種団体との協力により、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組んでいきます。

（６）各年代に対する交通安全教育の推進

①　幼児に対する交通安全教育の推進

ア　幼児に対する交通安全教育　【市民活動支援課・保育課】（再掲）

幼児に対する交通安全教育は、幼児が道路を通行する際の安全を確保するためばかりではなく、将来に渡って、交通ルールを遵守し、交通マナーを実践する交通安全意識を養うためにも重要です。

そのため、幼児に対しては、組織的かつ継続的に交通安全教育を実施する必要があるため、地域、関係機関・団体等の連携により、幼児やその保護者等に対する参加・体験・実践型の交通安全教育を推進します。

イ　家庭における広報活動等の推進　【市民活動支援課】（再掲）

幼児期から交通安全に関する意識を高め、将来の交通事故防止を図るためには、継続した家庭教育が重要です。

そのため、警察や交通安全協会をはじめとした関係機関・団体と連携・協力し、家庭内での話し合いや声掛けがもたれるよう、資料提供や広報を行います。

ウ　幼児交通安全クラブにおける交通安全教育の推進

【市民活動支援課・保育課】（再掲）

幼児とその保護者を構成員として、幼児の特性に応じた交通安全教育の推進母体である「幼児交通安全ベコちゃんクラブ」が設置されている幼稚園・保育園においては、年間のカリキュラムを定め、道路横断時の基礎である、「止まる・見る・待つ・手をあげて渡る」を中心に、園内で模擬信号や踏切を使用した訓練や実際の道路など、様々な交通場面を設定した交通安全教室を開催します。

②　小学生に対する交通安全教育の推進

【市民活動支援課・学校教育課】（再掲）

小学生は、自転車の利用などを通じ、幼児期に比べて行動範囲が広がるほか、発達段階が上がるにつれて、保護者から離れて行動する機会が増えます。

小学校においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力しながら、歩行者の立場だけでなく、自転車利用者として必要となる知識と運転技能を習得させるとともに、道路及び交通状況に応じた具体的な安全行動が習得できるよう、実践型の交通安全教育を計画的かつ継続的に実施します。

③　中学生に対する交通安全教育の推進

【市民活動支援課・学校教育課】（再掲）

中学生は、本格的に交通社会に参加していくための準備段階にあります。

また、通学等の手段として自転車を利用する機会が増えることもあり、中学生の交通事故全体のうち自転車利用中の事故の割合が高くなっています。

中学校においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力しながら、「ちばサイクルール」をはじめとした自転車で安全に道路を通行するために必要な知識と技能を十分に習得させるとともに、交通事故発生時の対応要領等の指導を実施し、自己及び他者の安全に配慮した行動ができるよう、実践型の交通安全教育を計画的かつ継続的に実施します。

【参考】全国の事故事例

○交差点で右折車と直進車が衝突し、巻き添えで保育園児が死傷した事故。 ○通学路を歩いて下校中だった児童の列に、飲酒運転の大型トラックが衝突し、児童が死傷した事故。

◇重点項目５　飲酒運転による事故防止対策

千葉県では飲酒運転による事故が後を絶たず、令和元年中の飲酒運転による交通事故死者数は１３人と全国ワーストとなっています。そのため、本市において、飲酒運転が起因する事故が起きないよう対策を図っていきます。

【目的】　飲酒運転が起因する交通事故発生件数をゼロにします

【指標】

項目	実績			第１１次計画期間中の取組					担当
	平成３０	令和元	２	３	４	５	６	７	
飲酒運転が起因する交通事故発生件数（件）	３	０	３	２	２	１	１	０	市民活動支援課

（１）飲酒運転の根絶

①　職場・家庭等における飲酒運転追放運動の展開　【市民活動支援課】

飲酒運転は重大な交通事故を引き起こす要因となっているため、飲酒が運転に及ぼす影響や飲酒運転が重大事故に直結する危険性とともに、家庭や職場をはじめとする、すべての人に影響を及ぼすことの周知徹底を図り、飲酒運転を根絶する環境づくりに努めます。

②　「飲酒運転は絶対にしない、させない、ゆるさない」環境づくり

【市民活動支援課】

悪質で危険な犯罪である飲酒運転の根絶には、運転手はもとより、飲食店、販売店等酒類提供者が連携した飲酒運転根絶活動を行う環境づくりを進めていく必要があります。

そのため、各種団体や君津交通安全協会をはじめとする君津市交通安全対策協議会の会員団体と連携・協力し、飲食店に対する訪問活動や広報キャンペーンなどにより、「飲酒運転は絶対にしない、させない、ゆるさない」環境づくりを推進します。

また、飲酒運転に対する取締りを警察に強く求めていきます。

（２）安全運転管理の推進（再掲）

各事業所は、安全運転管理者制度に基づき、安全運転管理者及び副安全運転管理者の選任を徹底するとともに、事業所の運転者に対して、交通安全教育指針に基づいた交通安全教育を実施し、自主的に交通安全意識の向上等を図ります。

（３）交通指導取締りの強化・推進

○　飲酒運転に対する交通指導取締りの強化（再掲）

飲酒運転は重大な交通事故を引き起こす要因となっているため、君津警察署では取締りを強化、推進します。

【参考】全国の事故事例

○海上の橋を走行中の乗用車が飲酒運転の乗用車に追突され、海に転落し同乗していた子供が死亡した事故。 ○通学路を歩いて下校中だった児童の列に、飲酒運転の大型トラックが衝突し、児童が死傷した事故。

第２章　道路交通安全についての対策

第１節　今後の道路交通安全対策の方向

近年、道路交通事故の発生件数及び負傷者数が減少していることは、これまでの交通安全計画に基づいて実施されてきた施策に一定の効果があったものと考えられます。

今後も従来の交通安全対策を基本としつつ、新しい生活様式や新型コロナウイルス感染症収束後を見据えた市民のライフスタイル、交通行動の変化を注視し、社会状況や交通情勢、技術の進展・普及等の変化に対応していくとともに、有効性が見込まれる新たな施策を柔軟に取り入れながら、より効果的な対策へ改善を図ることで、交通事故の更なる減少に努めていきます。

特に、次の６つの視点を重視して対策の推進を図ります。

【第１の視点】高齢者・子供の安全確保

本市では、全体の交通事故発生件数が減少傾向にある一方、高齢者が関係する事故の割合が増加傾向にあり、更に今後も高齢化が進むことを踏まえると、高齢者が安全かつ安心して外出や移動することができるような交通社会の形成により一層取り組んでいくことが重要です。

そのためには、高齢者の多様な実態に応じた、きめ細かな交通安全対策を推進する必要があります。

歩行や自転車等を利用する高齢者が交通事故の被害者とならないための対策が重要であるとともに、今後、高齢運転者が大幅に増加することが予想されるため、高齢運転者が事故を起こし加害者となることを防止する取組など、高齢者の特性に応じた対策を更に強化することが喫緊の課題です。更に、高齢者の交通安全を図っていくためには、高齢者が日常的に利用する医療機関や福祉施設等と連携して交通安全活動を実施することや、高齢者の事故が居住地の近くで発生することが多いため、身近な地域における交通安全活動を推進します。

また、少子化の進展のなかで、安心して子供を生み育てることができる社会にするためには、子供を事故から守るための教育と環境の整備が一層求められます。

そのため、子供の安全を確保する観点から、幼児からの心身の発達段階に応じた交通安全教育の推進や、通学路等において安全・安心な歩行空間の整備等を推進します。

【第１の視点　高齢者・子供の安全確保】に基づき実施する主な施策

◎　高齢者の交通事故防止の推進

- **視認性の高い服装の着用及び反射材等の普及・促進（「キラリアップ☆ちば」）（Ｐ３３、Ｐ３４）**
- **シルバーリーダーの指導・育成（Ｐ３４）**
- **高齢者交通安全いきいきキャンペーンの参加促進（Ｐ３５）**
- **参加・体験・実践型交通安全教育の推進（Ｐ３５）**
- **高齢者交通安全教室等の開催（Ｐ３５）**
- **適切な運転行動を促すための広報啓発の推進（Ｐ４２）**
- **安全運転サポート車の普及に向けた周知（Ｐ４２）**
- **運転免許自主返納に対する支援措置及び周知（Ｐ４２）**

◎　子供の交通事故防止の推進

- **視認性の高い服装の着用及び反射材等の普及・促進（「キラリアップ☆ちば」）（Ｐ３３）**
- **幼児、小学生、中学生、高校生に対する交通安全教育の推進（Ｐ３８～Ｐ４０）**
- **通学路等における交通安全の確保（Ｐ４３、Ｐ４４）**
- **通学路等における交通指導取締りの推進（Ｐ４９）**

【第２の視点】歩行者・自転車の安全確保と遵法意識の向上

安全で安心な社会の実現を図るためには、自動車と比較して弱い立場にある歩行者の安全を確保することが重要であり、特に、高齢者や子供にとって身近な道路の安全性を高めることがより一層求められています。

そのため、「人優先」の考えの下、未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路、通学路、生活道路、市街地の幹線道路等における歩道の整備等により、安全・安心な歩行空間の確保に努めるとともに、横断歩行者が関係する交通事故を減少させるため、ゼブラ・ストップ活動や３（サン）・ライト運動の推進等を通じて、運転者に横断歩道に関する交通ルールの再認識や歩行者優先の徹底を周知するなど、運転者の遵法意識の向上を図ります。

また、歩行者に対しては、横断歩道を渡ることや信号に従うことといった交通ルールの周知を図るとともに、安全確認後の横断や横断中も周囲に気を付けること、反射材等の利用など、歩行者が自らの安全を守るための行動を促すための交通安全教育等を推進することにより、歩行者の安全確保を図ります。

次に、自転車利用者に対しては、自動車等に衝突された場合には被害者となる一方、歩行者等と衝突した場合には加害者となるため、自転車の点検・整備や賠償責任に対応した保険への加入促進等を推進します。

また、自転車利用者が交通ルールに関する理解が不十分なことを背景に、ルールやマナーに違反する行動が歩行者等の通行を脅かし、重大な交通事故を発生させることが社会問題化しています。

そのため、幼児から高校生まで、心身の発達に応じた段階的な安全教育や、高齢者の身体状況（特性）を踏まえた交通安全教育を実施するとともに、自転車に関する交通安全教育を受ける機会の少ない大学生や社会人に対しても、新たな情報発信ツールである市公式のＬＩＮＥ・ツイッター（以下「市公式ＳＮＳ」という。）等を活用し啓発を行います。

【第２の視点　歩行者・自転車の安全確保と遵法意識の向上】に基づき実施する主な施策

◎　歩行者の安全確保

- **視認性の高い服装の着用及び反射材等の普及・促進（「キラリアップ☆ちば」）（Ｐ３３、Ｐ３４）**
- **道路横断時の横断歩道利用と安全確認の周知啓発（Ｐ３４）**
- **ゼブラ・ストップ活動及び３（サン）・ライト運動の推進（Ｐ３４）**
- **通学路等における交通安全の確保（Ｐ４３、Ｐ４４）**
- **危険なバス停の安全対策の推進（Ｐ４６）**
- **通学路等における交通指導取締りの推進（Ｐ４９）**

◎　自転車の安全利用の推進

- **ながら運転の危険性の周知（Ｐ３６）**
- **自転車の点検整備の促進（Ｐ３６）**
- **自転車安全整備制度（ＴＳマーク制度）の普及促進（Ｐ３７）**
- **自転車保険への加入促進（Ｐ３７）**
- **反射材等の普及（Ｐ３７）**

◎　交通安全教育の推進

- **高齢者交通安全教室等の開催（Ｐ３５）**
- **自転車の交通安全教室の開催（Ｐ３６）**
- **小学生、中学生、高校生に対する交通安全教育の推進（Ｐ３９、Ｐ４０）**
- **安全運転管理の推進（Ｐ４２）**

【第３の視点】生活道路・幹線道路における安全確保

市内の交通事故発生件数は減少傾向にありますが、さらなる減少を目指し、市民が日常使う生活道路において、高齢者、障害者、子供を含む全ての道路利用者が安心して通行できる交通環境を確保しなければなりません。

そのため、自動車の速度抑制を図るための道路交通環境の整備や、幹線道路における交通安全対策を推進します。

また、過去に交通事故が多発している箇所や、今後、交通事故の発生が懸念される箇所を各関係機関・団体等とともに、道路交通環境面について現地の診断と対策の検討を行います。その対応策については、各関係機関・団体等が整備、改善を実施し、実施箇所の事故減少率の推移等による効果測定を行う共同現地診断等により、交通事故の防止に努めます。

【第３の視点　生活道路・幹線道路における安全確保】に基づき実施する主な施策

- **通学路等における交通安全の確保（Ｐ４３、Ｐ４４）**
- **適切に機能分担された道路網の整備（Ｐ４４）**
- **ダンプカー等の大型車両に対する交通安全の確保（Ｐ４５）**
- **地域の特性に着目した交通安全対策（Ｐ４６）**
- **通学路等における交通指導取締りの推進（Ｐ４９）**
- **交通事故多発箇所の共同現地診断（Ｐ５３）**

【第４の視点】地域が一体となった交通安全対策の推進

市内の交通事故の実態は、交通事故死者数の約５６％を占める高齢者のうち、自転車運転中や歩行中の事故が約４０％を占め、また、子供の交通事故についても、自転車乗車中や歩行中の事故が多く、いずれも自宅から２キロメートル以内で事故に遭っています。

このように、交通事故は市民の居住する身近な地域で発生していることが多いため、地域のコミュニティを活用して、地域ぐるみで交通安全対策に取り組むことが重要です。

また、重大な交通事故を引き起こす飲酒運転の根絶を目指すには、家庭、職場のほか、飲食店、酒類販売店の協力が必要不可欠であり、地域で団結して飲酒運転の根絶を図っていく必要があります。

そのため、交通安全に関する情報提供、関係機関や団体、企業等との連携による地域と一体となった市民運動の展開、交通安全推進隊など交通安全ボランティア団体の活動や地域で行う交通安全教育への支援、高齢者に対する交通安全教育や高齢者の自主的な交通安全活動を推進します。

【第４の視点　地域が一体となった交通安全対策の推進】に基づき実施する主な施策

- **交通安全団体への支援等（Ｐ３１、Ｐ３２）**
- **交通安全運動の推進（Ｐ３２）**
- **シルバーリーダーの指導・育成（Ｐ３４）**
- **「飲酒運転は絶対にしない、させない、ゆるさない」環境づくり（Ｐ３７、Ｐ３８）**

【第５の視点】交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進

これまで様々な交通安全対策を実施し、交通事故件数や負傷者数の減少に寄与してきたところですが、依然として交通死亡事故が発生しているため、それぞれの発生原因に即した対策を講じる必要があります。

そこで、交通死亡事故の防止対策を更に強化するため、各種データ等を分析し、きめ細かな対策を効果的かつ効率的に実施するなど、交通実態等に的確に対応した対策を推進します。

【第５の視点　交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進】に基づき実施する主な施策

- **交通事故多発地域における交通規制（Ｐ４６）**
- **交通事故多発箇所の共同現地診断（Ｐ５３）**

【第６の視点】先端技術の活用推進

交通事故は、運転者の不注意や身体機能の低下等、その多くは運転者に起因して発生しています。このような人的要因を抑制し、運転者の運転機能を補助、支援するため、衝突被害軽減ブレーキを搭載したセーフティ・サポートカー（サポカー）及びセーフティ・サポートカーＳ（サポカーＳ）や、運転者の危険

認知の遅れや運転操作の誤りによる事故を未然に防止するための安全運転を支援するシステム等の周知を行い、先端技術の活用を推進します。

【第６の視点　先端技術の活用推進】に基づき実施する主な施策
・安全運転サポート車の普及に向けた周知（Ｐ４２）

第２節　道路交通安全の施策

交通事故をなくし道路交通の安全を確保するため、交通安全対策基本法に定められた施策に基づく以下の７つの柱により、交通安全対策を実施します。

【第１の柱】市民一人一人の交通安全意識の高揚
【第２の柱】安全運転の確保
【第３の柱】道路交通環境の整備
【第４の柱】道路交通秩序の維持
【第５の柱】救助・救急活動の充実
【第６の柱】被害者支援の充実と推進
【第７の柱】交通事故調査・分析の推進

◇　７つの柱とＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）との関わり

ＳＤＧｓは、経済・社会・環境の３つのバランスが取れた社会を目指すための国際目標であり、平成２７年９月に国連総会で採択された「持続可能な開発のための２０３０アジェンダ」に掲げられているものです。

このＳＤＧｓは、すべての国々、人々を対象としており、２０３０年までに持続可能な世界を実現するための１７のゴールと１６９のターゲットで構成されています。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、達成に向けてすべての人々がＳＤＧｓを理解し、それぞれの立場で主体的に行動することが求められています。

本計画で定めた７つの柱に基づき、交通安全対策を着実に実行することで、ＳＤＧｓの１７のゴールのうち特に関連の深い「３．すべての人に健康と福祉を」、「４．質の高い教育をみんなに」、「１１．住み続けられるまちづくりを」、「１７．パートナーシップで目標を達成しよう」の達成に貢献していきます。

【第１の柱】市民一人一人の交通安全意識の高揚
【第２の柱】安全運転の確保
【第３の柱】道路交通環境の整備

【第４の柱】道路交通秩序の維持
【第５の柱】救助・救急活動の充実
【第６の柱】被害者支援の充実と推進
【第７の柱】交通事故調査・分析の推進

【第１の柱】市民一人一人の交通安全意識の高揚
【第２の柱】安全運転の確保

【第３の柱】道路交通環境の整備
【第４の柱】道路交通秩序の維持
【第５の柱】救助・救急活動の充実
【第６の柱】被害者支援の充実と推進
【第７の柱】交通事故調査・分析の推進

【第１の柱】市民一人一人の交通安全意識の高揚

【第１の柱】市民一人一人の交通安全意識の高揚

交通事故をなくすためには、市民一人一人が交通ルールを遵守し、正しい交通マナーを実践するとともに、交通事故防止は自身の問題として考え、行動することが何よりも重要です。このため、交通安全に関する活動への自発的な参加を支援するとともに、交通安全に関する施策や交通事故発生状況等の必要な情報を積極的に提供します。

また、特に問題となっている高齢者の交通安全対策、自転車の安全利用、飲酒運転の根絶については、関係機関・団体等と連携し推進します。

更に、参加・体験・実践型の交通安全教育を推進するとともに、普段、交通安全教育を受ける機会の少ない障害者等に対する交通安全教育にも配慮します。

（１）市民総参加でつくる交通安全の推進

① 交通安全対策協議会の活動の推進 【市民活動支援課】

君津市交通安全対策協議会の活動の活性化を促進し、各関係機関・団体等

がより一層連携を強化するとともに、それぞれが主体となり、各季の交通安全運動をはじめとした交通安全活動を推進します。

② 交通安全推進隊の支援 【市民活動支援課】

千葉県交通安全条例に基づき、県下全域を対象に地域に密着した交通安全に関する活動の先導的役割を担うボランティア組織である「千葉県交通安全推進隊」に対し、活動に必要な情報提供に努めるとともに、他の交通安全団体との連携を図り、地域ぐるみの交通安全活動が展開されるよう支援します。

③ 交通安全の日における活動の推進 【市民活動支援課】

ア 市民一人一人の活動の推進

交通安全は市民一人一人が自身の問題として考え、行動することが重要なため、市民が家庭、学校、職場等において交通安全について考え、毎月１０日の「交通安全の日」に、それぞれができる交通安全活動を積極的に実践するように推進します。

また、自治会等が行う防犯活動と連携・協働して交通安全活動を促進し、地域における交通事故防止を図ります。

イ 関係機関・団体等における活動の推進

関係機関・団体等と連携し、交通安全意識の高揚を目的とした施策を一斉に展開することにより、市民一人一人に交通ルールの遵守と正しい交通マナーの浸透を図ります。

④ 交通安全に関する情報提供の推進 【市民活動支援課】

交通安全への理解を深め、交通安全活動への自発的な参加を支援するため、広報きみつや市ホームページ、市公式ＳＮＳ等を活用し、交通安全に関する施策や交通事故の発生状況、事故防止に関する情報を提供します。

⑤ 交通安全団体への支援等 【市民活動支援課】

ア 交通安全協会

一般ドライバーを会員とした君津交通安全協会は、交通安全活動の中核的な存在として交通安全に関する各種の広報啓発や交通安全教育をはじめ、道路交通環境の維持など地域における交通安全の重要な役割を担っています。このため、君津交通安全協会に必要な支援を行い、自主的な交通安全活動が一層活発に推進できるように連携・協力を図ります。

イ 安全運転管理者協議会

君津地区安全運転管理者協議会は、道路交通法に基づき、一定台数以上の自動車を使用している事業者が選任する安全運転管理者で組織された交通安全団体であり、事業所における交通安全を推進する重要な役割を担っています。この制度の適性かつ効果的な運用を図るため、密接な連携

と協力により、職域での安全管理の徹底と事故防止に努めます。

ウ　交通安全母の会

君津市交通安全母の会は、「交通安全は家庭から」を実践するために結成されたボランティア団体であり、地域における交通安全活動を展開しています。このため、各種活動の支援を行い、家庭、地域における交通事故防止を推進します。

エ　交通安全活動推進委員協議会

君津地域交通安全活動推進委員協議会は、地域における交通の安全と渋滞防止のための活動を行う団体です。その活動が適正かつ効果的に行われ交通事故防止が図られるよう支援に努めます。

オ　その他の民間団体

交通安全を目的とする民間団体に対しては、交通安全活動が効果的に行われるよう必要な情報提供などの支援を行います。

（２）交通安全に関する普及啓発活動の推進

①　交通安全運動の推進　【市民活動支援課】

ア　期間を定めて行う運動

交通安全思想を普及させ、市民一人一人が交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることにより、交通事故の防止を図ることを目的に、春・秋の全国交通安全運動及び夏・冬の交通安全運動を中心に、交通事故の実態に即した市民運動として展開するほか、必要な時期においても市内の交通事故の発生実態に即した交通安全運動を実施します。

イ　日を定めて行う運動

千葉県では、交通安全に関心を持ち、交通安全意識を高める日として、毎月１０日を「交通安全の日」、自転車の安全利用促進を図る日として、毎月１５日を「自転車安全の日」と定めています。

運動に当たっては、市民一人一人が交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるため、広報や指導及び交通環境の整備等の施策を推進します。

ウ　年間を通じて行う運動

子供と高齢者の交通事故防止、自転車の安全利用の推進、後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底、飲酒運転の根絶、夜間や交差点での交通事故防止、悪質な違反・危険運転の防止、暴走族の追放及び違法駐車の追放等を中心に展開します。

② 交通安全に関する広報の推進 【市民活動支援課】

ア 街頭キャンペーンの実施

交通安全運動を効果的に展開し交通安全意識の高揚を図るため、関係機関・団体等が緊密な連携の下、駅頭等での啓発キャンペーンを実施し、市民に対する広報に努めます。

▲街頭での啓発キャンペーン

イ 広報媒体の積極的活用

市民一人一人の交通安全に対する関心と意識を高め、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるため、広報きみつや市ホームページ、市公式ＳＮＳ等を活用して日常生活に密着した広報を展開します。

③ シートベルト及びチャイルドシート着用の徹底

【市民活動支援課・保育課】

未だに全席でのシートベルトの着用及びチャイルドシートの使用が徹底されていない現状を踏まえ、関係機関・団体と一体となり、交通安全運動等のあらゆる機会を通じて、その着用効果及び正しい着用方法についての周知に努め、全ての座席のシートベルト着用、チャイルドシートの使用の徹底を図ります。

④ その他の普及活動の推進

ア エコドライブ（※）の推進 【市民活動支援課・環境保全課】

交通安全にも役立つ環境対策として、市民に対してエコドライブの実施を呼びかける取組を推進します。

※エコドライブ

環境に配慮した運転方法。アイドリングをしない、急な発進・加速・減速をしない、無駄な荷物を積まないなどの心掛けにより消費燃料を節約し、二酸化炭素の排出を削減することができる。

イ 視認性の高い服装の着用及び反射材等の普及・促進（「キラリアップ☆ちば」） 【市民活動支援課】重点項目１、２（再掲）

薄暮時や夜間・早朝における歩行者・自転車利用者の交通事故防止を

図るため、視認性の高い服装の着用や、反射材・ＬＥＤライトを活用する効果を周知するとともに、これらの普及・促進を図ります。

ウ　道路横断時の横断歩道利用と安全確認の周知啓発

【市民活動支援課】重点項目１、２（再掲）

歩行者に対して、道路を横断する際は、付近に横断歩道がある場所では必ず横断歩道を利用し、無い場所では十分に安全を確認し、最短距離を横断することや、横断するときは、手を挙げるなど運転者に対して横断する意思を明確に伝えるよう周知啓発を行います。

エ　ゼブラ・ストップ活動及び３（サン）・ライト運動の推進

【市民活動支援課】重点項目２（再掲）

歩行者の横断歩道・道路横断中の交通事故が後を絶たないため、ゼブラ・ストップ活動及び３（サン）・ライト運動の内容の周知とその推進を図り、歩行者の交通事故防止に努めます。

（３）地域でつくる高齢者交通安全対策の推進

高齢者を交通事故から守るためには、高齢者の交通安全リーダーを育成し、高齢者自身の自主的な交通安全活動を促進するとともに、家族に限らず地域で見守っていくことが重要です。

そこで、一人暮らしや認知症の傾向がある高齢者に声を掛けて保護するなど、地域ぐるみで高齢者をケアする活動を推進します。

①　高齢者を事故から守る地域づくりの推進

【市民活動支援課・厚生課・高齢者支援課】

君津交通安全協会や君津市交通安全母の会などの交通安全推進団体をはじめ、シニアクラブ、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会や自治会などと連携し、高齢者宅を訪問して、交通危険箇所などの情報提供や交通事故に遭わないための安全教育を実施するとともに、夜間歩行中の事故を防止するために反射材を提供するなど、交通事故防止活動を実施します。

②　高齢者の自主的な交通安全活動の促進

ア　シルバーリーダーの指導・育成

【市民活動支援課・高齢者支援課】重点項目１（再掲）

各シニアクラブから選ばれた方を交通安全シルバーリーダーに委嘱し、参加・体験・実践型の研修会の実施により育成を図るとともに、地域ごとの高齢者交通安全教室の開催や交通安全に関する情報提供を行うなど、高齢者の自主的な交通安全活動を促進します。

イ　高齢者交通安全いきいきキャンペーンの参加促進

【市民活動支援課】重点項目１（再掲）

高齢者に対して交通安全指導や反射材の配布を行い、指定期間中の無事故を目指す「高齢者交通安全いきいきキャンペーン」は、交通安全意識の高揚を図ることに大きな効果が得られています。

そのため、より多くの高齢者に同キャンペーンの参加を促し、交通安全意識の更なる高揚と交通事故の防止を図ります。

③　高齢者に対する交通安全教育の推進

ア　参加・体験・実践型交通安全教育の推進

【市民活動支援課】重点項目１（再掲）

高齢化の進展に伴い、高齢者が関係する交通事故が増加傾向にあるため、自動車教習所や関係機関と連携し、参加・体験・実践型の交通安全教育を実施します。

イ　高齢者交通安全教室等の開催

【市民活動支援課・生涯学習文化課・各公民館】重点項目１（再掲）

シニアクラブや高齢者学級などを対象とした交通安全教室や、「まちづくりふれあい講座」でシルバー交通安全教室を開催します。

ウ　高齢者が集まる場所での交通安全広報

【市民活動支援課・高齢者支援課】

医療施設、高齢者福祉施設、高齢者サークル活動の場など、高齢者が集まる場所において、ポスターの掲示や反射材の配布等の交通安全広報活動を実施します。

（４）自転車の安全利用の推進

①　自転車の安全利用に係る広報活動の推進

自転車は、子供から高齢者まで誰でも簡単に利用できる便利な乗り物であり、通勤・通学や配達などで利用されていますが、歩道での暴走やスマートフォン等を使用しながらの走行など、交通ルールやマナーを守らない危険な行為が問題となっています。また、自転車運転者が加害者となる事故も発生するなど、自転車の安全利用に対する社会的関心が高まっています。

「千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」（以下「自転車条例」という。）に基づき、広く自転車の安全利用を広報啓発する必要があるため、交通安全運動等あらゆる機会に広報媒体を活用し、「ちばサイクルール」の普及促進及び自転車の交通ルール遵守と正しい交通マナーの実践を図ります。

ア　自転車安全利用キャンペーンの実施

【市民活動支援課】重点項目３（再掲）

毎年５月に実施する「自転車安全利用推進強化月間」や毎月１５日の「自転車安全の日」の活用により、関係機関・団体等と連携した広報啓発活動を実施し、「ちばサイクルール」の普及促進や自転車運転者講習制度の周知を図るとともに、君津交通安全協会、自転車軽自動車商協同組合等と連携し、街頭での自転車点検や安全指導を実施するなど、自転車安全利用対策を推進します。

イ　自転車の交通安全教室の開催

【市民活動支援課・学校教育課】重点項目３（再掲）

小・中・高校生及び高齢者など、各年齢層を対象に、学校、警察署、君津交通安全協会等と連携して、「ちばサイクルール」の普及促進や自転車運転者講習制度の周知を行い、自転車の正しい乗り方の周知徹底を図ります。

ウ　ながら運転の危険性の周知　【市民活動支援課】重点項目３（再掲）

自転車や自動車等の運転中にスマートフォン等を使用する､いわゆる｢ながら運転」は、周囲の状況が把握できずに、歩行者や他の車などに衝突するなど、重大な交通事故に直結するため、その危険性について周知し事故防止を図ります。

エ　社会人等への広報　【市民活動支援課】

自転車の安全利用に関する交通安全教育を受ける機会の少ない社会人等に対し、交通ルールやマナーを守らない危険な自転車の運転により、歩行者等との重大事故が発生していることの認知を高め､｢ちばサイクルール」や自転車運転者講習制度の周知を図る必要があります。

そのため、様々な広報媒体を通じて啓発を行うほか、関係機関・団体との連携や事業所等の協力を得て、講習会等を実施し、自転車の交通ルールとマナーの周知徹底を図ります。

オ　自転車利用者への広報啓発　【市民活動支援課】

駐輪場や自転車販売店などの自転車利用者が目にする機会の多い場所にポスターを掲示するなど、広報活動を実施し、自転車利用者に自転車の交通ルールとマナーの周知徹底を図ります。

②　自転車の点検整備の促進　【市民活動支援課】重点項目３（再掲）

交通安全教室において、日常点検の習慣化や自転車安全整備店での定期的な精密点検・整備を呼び掛け、自転車点検整備の促進を図ります。

③　自転車安全整備制度（ＴＳマーク制度）の普及促進

【市民活動支援課】重点項目３（再掲）

自転車の安全利用と事故防止を図るため、定期的な自転車点検整備の推進やＴＳマークの普及促進を図ります。

ＴＳマーク

④　自転車保険への加入促進　【市民活動支援課】重点項目３（再掲）

自転車の関係する交通事故の民事裁判において、数千万円にも及ぶ高額な損害賠償が命令されている事例を踏まえ、自転車の交通安全教室で過去の裁判結果を例示する等、自転車保険の必要性を広報啓発し、各種自転車保険への加入促進を積極的に行います。

⑤　反射材等の普及　【市民活動支援課】重点項目３（再掲）

薄暮時から夜間における自転車の交通事故防止を図るため、明るい服装の着用や反射材（後部、側面等）の効果について周知し、自発的な活用の促進に努めるとともに、灯火の取付け並びに点灯を指導し、自転車の視認性の向上を図ります。

⑥　全ての年齢層へのヘルメットの着用促進　【市民活動支援課】

自転車乗車中又は同乗中の交通事故は、頭部に重大な損傷を受けるおそれがあるため、頭部への衝撃を減らせるヘルメットの着用は大変重要です。

そのため、幼児やその保護者など各年齢層への自転車用ヘルメットの重要性について周知し、着用の促進を図ります。

⑦　幼児二人同乗用自転車の安全利用の促進　【市民活動支援課】

幼児二人同乗用自転車の普及促進を図るとともに、保護者等を対象とした交通安全教育において、安全な利用方法の指導を行います。

（５）飲酒運転の根絶

①　職場・家庭等における飲酒運転追放運動の展開

【市民活動支援課】重点項目５（再掲）

飲酒運転は重大な交通事故を引き起こす要因となっているため、飲酒が運転に及ぼす影響や飲酒運転が重大事故に直結する危険性とともに、家庭や職場をはじめとする、すべての人に影響を及ぼすことの周知徹底を図り、飲酒運転を根絶する環境づくりに努めます。

②　「飲酒運転は絶対にしない、させない、ゆるさない」環境づくり

【市民活動支援課】重点項目５（再掲）

悪質で危険な犯罪である飲酒運転の根絶には、運転手はもとより、飲食店、販売店等酒類提供者が連携した飲酒運転根絶活動を行う環境づくりを進めて

いく必要があります。

そのため、各種団体や君津交通安全協会をはじめとする君津市交通安全対策協議会の会員団体と連携・協力し、飲食店に対する訪問活動や広報キャンペーンなどにより、「飲酒運転は絶対にしない、させない、ゆるさない」環境づくりを推進します。

また、飲酒運転に対する取締りを警察に強く求めていきます。

（６）段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

交通安全教育は、道路交通の安全を確保するため、自他の生命尊重という理念の下、交通安全に関する思想及び知識を普及することです。

具体的には、交通事故を自らのものとして考え、それに対する行動を身に付け、習慣化させるために実施するもので、幼児から高齢者まで心身の発達段階やライフステージに応じて段階的かつ体系的に行います。

① 幼児に対する交通安全教育の推進

ア 幼児に対する交通安全教育

【市民活動支援課・保育課】重点項目２、４（再掲）

幼児に対する交通安全教育は、幼児が道路を通行する際の安全を確保するためばかりではなく、将来に渡って、交通ルールを遵守し、交通マナーを実践する交通安全意識を養うためにも重要です。

そのため、幼児に対しては、組織的かつ継続的に交通安全教育を実施する必要があるため、地域、関係機関・団体等の連携により、幼児やその保護者等に対する参加・体験・実践型の交通安全教育を推進します。

イ 家庭における広報活動等の推進

【市民活動支援課】重点項目２、４（再掲）

幼児期から交通安全に関する意識を高め、将来の交通事故防止を図るためには、継続した家庭教育が重要です。

そのため、警察や交通安全協会をはじめとした関係機関・団体と連携・協力し、家庭内での話し合いや声掛けがもたれるよう、資料提供や広報活動を行います。

ウ 幼児交通安全クラブにおける交通安全教育の推進

【市民活動支援課・保育課】重点項目２、４（再掲）

幼児とその保護者を構成員として、幼児の特性に応じた交通安全教育の推進母体である「幼児交通安全ベコちゃんクラブ」が設置されている幼稚園・保育園においては、年間のカリキュラムを定め、道路横断時の基礎である、「止まる・見る・待つ・手をあげて渡る」を中心に、園内で模擬信

号や踏切を使用した訓練や実際の道路など、様々な交通場面を設定した交通安全教室を開催します。

◀▲道路横断時のお約束
「止まる・見る・待つ・手をあげて渡る」
（幼稚園・保育園での交通安全教室の内容）

② 小学生に対する交通安全教育の推進

【市民活動支援課・学校教育課】重点項目２、４（再掲）

小学生は、自転車の利用などを通じ、幼児期に比べて行動範囲が広がるほか、発達段階が上がるにつれて、保護者から離れて行動する機会が増えます。

小学校においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力しながら、歩行者の立場だけでなく、自転車利用者として必要となる知識と運転技能を習得させるとともに、道路及び交通状況に応じた具体的な安全行動が習得できるよう、実践型の交通安全教育を計画的かつ継続的に実施します。

▲小学生を対象とした交通安全教室

③ 中学生に対する交通安全教育の推進

【市民活動支援課・学校教育課】重点項目２、４（再掲）

中学生は、本格的に交通社会に参加していくための準備段階にあります。

また、通学等の手段として自転車を利用する機会が増えることもあり、中学生の交通事故全体のうち自転車利用中の事故の割合が高くなっています。

中学校においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力しながら、「ちばサイクルール」をはじめとした自転車で安全に道路を通行するために必要な知識と技能を十分に習得させるとともに、交通事故発生時の対応要領等の指導を実施し、自己及び他者の安全に配慮した行動ができるよう、実践型の交通安全教育を計画的かつ継続的に実施します。

④　高校生に対する交通安全教育の推進

【市民活動支援課】重点項目２（再掲）

高校生は、その多くが近い将来、普通免許等を取得し、自動車等の運転者として交通社会に参加するようになります。

また、高校生が関連する交通事故のうち、高い割合を占めている自転車の交通事故を防止する必要があります。

高等学校においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力しながら、自転車や二輪車の運転者として安全に道路を通行するための技能と知識を十分に習得させるとともに、交通社会の一員として、交通ルールの遵守や正しい交通マナーの実践により、自他の生命を尊重するなど責任を持って行動できるような交通安全教育を推進します。

⑤　成人に対する交通安全教育の推進

ア　交通安全啓発活動による意識付け

【市民活動支援課】重点項目２（再掲）

交通安全意識の高揚・交通マナーの向上を促進するために、地域や職場における各種啓発活動を行い、歩行者・自転車利用者の保護、シートベルト等の正しい着用の徹底、信号無視、速度超過、飲酒運転等の死亡事故に直結する悪質・危険性の高い運転を防止するための自主的な安全行動と交通安全に対する意識付けを図ります。

イ　公民館等の社会教育施設における活動の推進

【市民活動支援課・各公民館】重点項目２（再掲）

公民館で開催する高齢者学級や家庭教育学級などで、交通安全に関する内容の講座の開設が進むよう働きかけ、学級生の意見を尊重した参加・体験・実践型の交通安全教室の開催に努めます。

⑥　障害者や電動車いす利用者に対する交通安全教育の推進

ア　障害者に対する交通安全教育

【市民活動支援課・障害福祉課】重点項目２（再掲）

交通安全のための必要な知識及び技能の習得のため、特別支援学校において、障害の程度に応じた分かりやすい交通安全教育を推進します。

イ　電動車いす利用者に対する交通安全教育

【市民活動支援課・高齢者支援課】重点項目２（再掲）

電動車いすは道路交通法上、歩行者として位置付けられており、歩行が困難な高齢者等にとって便利な移動手段となっていますが、操作の誤り等により、重大な交通事故につながるおそれがあります。

また、高齢者人口の増加や介護保険制度の整備、運転免許の自主返納者の増加により、電動車いす利用者の増加も予想されるため、電動車いす利用者に対し、事故実態や正しい利用方法について周知します。

⑦　外国人に対する交通安全教育の推進

【政策推進課・市民活動支援課】重点項目２（再掲）

外国人に対しては、日本の交通ルールに関する知識の普及のため、外国人を雇用する事業所等を対象に交通安全教室を開催し、交通安全教育に努めます。

（７）効果的な交通安全教育の推進　【市民活動支援課】

幼児から高齢者に至るまでの、段階的かつ体系的な交通安全教育及び障害者等に対する適切な交通安全教育を実施するため、交通安全教育指導者の養成を図る必要があることから、千葉県が実施する幼児交通安全教育セミナーなどへの参加を推進します。

【第２の柱】安全運転の確保

「人優先」を基本とした安全運転を確保するため、免許更新時における講習や事業所内の交通安全教育を実施し、運転者の能力や資質の向上を図ります。

また、高齢運転者による交通事故を減少させるためには、高齢者が安全に運転を継続できる環境などが必要です。

そのため、高齢者の安全運転に関する広報啓発を実施するほか、運転免許自主返納者に対する支援や支援措置の周知を行い、高齢運転者対策を推進します。

（１）運転者教育の実施

君津警察署は、安全運転に必要な知識を身に付け、安全に運転する能力を向上させるため、免許更新時に講習（優良運転者講習、一般運転者講習）を実施します。

（２）高齢運転者対策の推進

① 適切な運転行動を促すための広報啓発の推進

【市民活動支援課・高齢者支援課】重点項目１（再掲）

高齢運転者に対して、「雨の日や夜間は運転を控える。」「運転は、近所のスーパーや病院までにする。」「体調が優れない日は、運転をしない。」など、天候や自身の体調を考慮し、適切な運転行動をとる「はればれ運転」を広報し、高齢運転者の意識改善を促すことで交通事故防止に努めます。

② 安全運転サポート車の普及に向けた周知

【市民活動支援課・高齢者支援課】重点項目１（再掲）

衝突被害軽減ブレーキを搭載したセーフティ・サポートカー（サポカー）及びセーフティ・サポートカーＳ（サポカーＳ）等の先進安全技術を活用した車両を周知し、普及に向けた取組を行うことで、高齢運転者による交通事故抑止に努めます。

③ 運転免許自主返納に対する支援措置及び周知

【市民活動支援課】重点項目１（再掲）

自動車の運転に不安がある高齢者に対して、運転免許の自主返納を促すため、高齢者運転免許証自主返納支援事業を実施するほか、交通事業者等が実施する支援措置を周知し、運転免許を返納しやすい環境を整備します。

（３）安全運転管理の推進 重点項目２、４、５（再掲）

各事業所は、安全運転管理者制度に基づき、安全運転管理者及び副安全運転管理者の選任を徹底するとともに、事業所の運転者に対して、交通安全教育指針に基づいた交通安全教育を実施し、自主的に交通安全意識の向上等を図ります。

【第３の柱】道路交通環境の整備

交通事故防止と交通の円滑化を図るためには、人優先の考えの下、人間自身の移動空間と自動車等との分離を図るため、道路交通環境の整備が必要です。

そのため、道路や交通安全施設の整備、総合的な駐車対策を推進します。

特に、道路交通においては、歩道を整備するなど、人優先の交通安全対策を推進します。

（１）生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備

① 生活道路における交通安全対策の推進 【管理課・道路維持課】

生活道路において、歩行者や自転車利用者等の安全な通行を確保するため、道路標識の高輝度化等の整備や、交通実態を踏まえた効果的な交通規制等の総合的な交通事故抑止施策を道路管理者や警察署と協議し、交通安全対策を推進します。

② 通学路等における交通安全の確保

ア 通学路等における合同点検の実施及び対策必要箇所の抽出

【学校教育課】重点項目４（再掲）

児童・生徒等の安全を確保するため、君津市通学路安全対策協議会において策定した「君津市通学路交通安全プログラム」に基づき、君津警察署、道路管理者、教育委員会等の関係機関が連携して、緊急または定期的に市内の小中学校の通学路等の合同点検を実施し、見通しのよい道路や幹線道路の抜け道となっている道路など自動車の速度が上がりやすい箇所や、大型車の進入が多い箇所、ヒヤリハット事例があった箇所、保護者や地域住民等から改善要請があった箇所など、対策必要箇所の抽出を行います。

イ 合同点検で抽出した対策必要箇所の対策の検討

【学校教育課】重点項目４（再掲）

合同点検で抽出した結果を踏まえ、速度規制や登下校時間帯に限った車両通行止め、通学路の変更、登下校時の見守り活動の実施等によるソフト面での対策に加え、歩道やガードレール、信号機、横断歩道等の交通安全施設等の整備等によるハード面での対策を適切に組み合わせるなど、地域の実情に対応した効果的な対策を検討し、君津警察署や道路管理者等の関係機関との連携により、可能なものから速やかに実施します。

ウ 子供の安全な通行を確保するための道路交通環境の整備の推進

【管理課・道路維持課・道路整備課】重点項目４（再掲）

歩道や路側帯の設置・拡充、歩行者と自動車・自転車の利用空間の分離、ガードレール等の防護柵の設置や標識の高輝度化などの交通安全施設等の整備など、子供の視点に立った交通安全対策を推進します。

また、「ゾーン３０」をはじめとする低速度規制を道路管理者や警察署と協議して推進するとともに、緩やかな凸部で自動車の速度を抑制するハンプの設置や、自動車の通行幅を狭くし減速を促す狭さくの設置等を進め、通学路等における速度抑制・通過交通の進入抑制対策を推進します。

更に、これらの低速度規制とハンプや狭さくの設置等との適切な組合せにより交通安全の向上を図ろうとする区域を「ゾーン３０プラス」として

設定し、生活道路における人優先の安全・安心な通行空間の整備を推進します。

そのほか、スクールゾーンの設定や登下校時間帯に限った車両通行止め等の各種交通規制や、登下校時間帯に重点を置いた交通事故抑止に資する交通指導取締りを警察署と協議して推進します。

▲「ゾーン３０」の路面標示

▲「ゾーン３０プラス」の路面標示(イメージ)

▲ハンプ（資料：国土交通省）

▲狭さく（資料：国土交通省）

エ　登下校時の子供の安全確保

【教育総務課・学校教育課】重点項目４（再掲）

子供の見守り活動の支援やスクールバスの安全な運行など、地域の実情や特性に応じて、児童・生徒の登下校における安全確保を図ります。

オ　交通規制の実効性を確保する取締りの働きかけ

【市民活動支援課】重点項目４（再掲）

道路交通環境の整備と合わせ、その実効性を確保するための交通指導取締りが必要不可欠のため、児童・生徒の登下校時間帯に重点を置いた、交通事故抑止に資する交通指導取締りを警察に強く求めていきます。

（２）幹線道路における交通安全対策の推進

①　適切に機能分担された道路網の整備　【建設計画課】

道路交通の安全性を確保するため、幹線道路から居住地域内道路に至るネットワークによって、それぞれの道路機能が適切に分担されるよう体系的な道路整備を推進します。

②　道路改良等による交通事故対策の推進　【道路整備課】

交通事故の多発等を防止し、安全かつ円滑・快適な交通を確保するため、道路改良等による交通事故対策を推進します。

（３）交通安全施設等の整備事業の推進

○　歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進

ア　効果的な交通安全施設等の整備　【管理課・道路維持課】

道路における交通事故の発生状況、交通の流れ、その他の事情を考慮し、関係機関と連携しながら、道路標識や道路標示の高輝度化等の整備に努めます。

イ　生活道路における歩道整備等の交通安全対策の推進　【道路整備課】

生活道路において、歩行空間のバリアフリー化や、通学路など子供が日常的に集団で移動する経路における安全・安心な歩行空間の確保に努めます。

ウ　交差点・カーブ対策の推進　【管理課・道路維持課】

交通事故発生の危険性がある交差点･カーブ区間においては、ドット線、視線誘導標（※）、道路照明灯等の整備を推進します。

また、信号機のない交差点においては、ドット線、交差点クロスマークの設置などによる交差点の存在の明確化や、カーブ地点においては線形の明確化に努めます。

※視線誘導標

車道の側方に沿って道路線形等を明示し、運転者の視線誘導を行う施設。

エ　夜間事故防止対策の推進　【管理課・道路維持課】

夜間の視認性を高めるため、交差点や道路の屈曲部等に道路照明灯を設置するほか、道路標識、道路標示の高輝度化の整備に努めます。

（４）ダンプカー等の大型車両に対する交通安全の確保

【市民活動支援課・管理課】重点項目２、４（再掲）

本市には山砂採取場が複数あるなど、土砂を運搬するダンプカー等の大型車両の往来が激しく、歩行者の安全や騒音、振動に対する改善が求められています。

そのため、山砂採取事業者等に対して、運搬経路の変更や通行時間帯の厳守及び低速での走行など、より一層の安全運転への理解を求めていくほか、許可権者である千葉県や警察、各種団体との協力により、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組んでいきます。

（５）危険なバス停の安全対策の推進

【市民活動支援課・管理課】重点項目２（再掲）

バスが横断歩道上に停車するなど交通安全上問題と考えられるバス停について、歩行者の安全性を確保するため、バス事業者や警察、道路管理者等と連携を図り、危険なバス停の安全対策を推進します。

（６）高齢者等の移動手段の確保・充実

【企画課・市民活動支援課・高齢者支援課】

少子高齢化の進展等に伴い、高齢化率は年々増加し、公共交通に対するニーズは今後ますます高まることが予想されるため、君津市地域公共交通網形成計画等に基づき、交通事業者や地域住民等との連携を図りながら、高齢者等の交通弱者への移動手段の確保・充実に努めます。

（７）効果的な交通規制の推進

① 地域の特性に着目した交通安全対策 重点項目２、４（再掲）

君津警察署は、歩行者等の安全な通行を確保すべき生活道路等において、低速度規制や通過交通を抑制するための交通規制を実施するなど、地域の特性に応じた交通安全対策を推進します。

② 交通事故多発地域における交通規制 重点項目２、４（再掲）

君津警察署は、交通事故が多発している地域、路線等において、事故分析結果等に基づき、事故抑止に資する効果的かつ合理的な交通規制を推進します。

（８）自転車利用環境の総合的整備

① 安全で快適な自転車利用環境の整備 【管理課・道路整備課】

自転車利用者及び歩行者等の安全を確保するため、道路管理者と警察等が連携し、安全で快適な自転車利用環境の整備に努めます。

② 自転車の駐車対策の推進 【市民活動支援課】

ア 駐輪秩序の確立

良好な交通環境を確保するため、違法駐輪による迷惑性の周知啓発に努めるほか、自転車等の利用者に対して正しい駐輪方法等に関する一層の普及、浸透を図ります。

イ 駅前放置自転車クリーンキャンペーンの推進

ＪＲ君津駅周辺の放置自転車は近年、減少傾向にあるため、引き続き放置自転車ゼロを目指し、放置自転車クリーンキャンペーンを推進します。

ウ　駅前放置自転車の撤去

駅前周辺の市民生活の安全や都市環境の保全を図るため、駅周辺における放置禁止区域内の放置自転車の撤去を行います。

放置禁止区域周知標識

エ　大型店舗等における自転車駐車場の整備

大型店舗等周辺の道路、公園などにおいて放置自転車を防止するため、「君津市自転車の放置防止に関する条例」に基づき、自転車駐車場の整備を図ります。

（９）交通需要マネジメントの推進　【企画課・市民活動支援課】

君津市地域公共交通網形成計画に基づき、公共交通の活性化に向けた様々な取組を進めることにより、公共交通機関の利用促進を図ります。

（１０）災害に備えた道路交通環境の整備

①　災害に備えた道路の整備

ア　道路の法面対策【道路整備課】

道路の防災、震災対策として、策定した法面修繕計画に基づき、法面対策を推進します。

イ　道路橋梁の耐震化【道路整備課】

大規模地震時の救援活動､物資輸送に資する交通施設の分断を防ぐため、緊急輸送道路の橋梁の耐震化を着実に推進します。

ウ　主要な市道等の整備と適切な維持管理【道路維持課・道路整備課】

災害時における応急対策活動や地域住民の避難が迅速かつ円滑に行えるよう、また、災害時においてもこれらの機能を維持するため、主要な市道や避難路の整備を推進します。

エ　代替性確保のための道路ネットワークの強化

【建設計画課・道路整備課】

市内の国道や県道と一体となった道路ネットワークの機能を強化・充実することにより、災害時の避難車両の分散、代替路の確保を図ります。また、君津ＰＡスマートＩＣの大型車化やフルランプ化に向けて関係機関へ要請を行います。

オ　緊急時の避難路等の整備【建設計画課・道路整備課】

避難・救助活動等に不可欠な避難路等の整備のため、道路の拡幅を進めます。

② 災害発生時における交通規制等

【市民活動支援課・市民課・管理課・道路維持課・道路整備課】

災害発生時は、君津市地域防災計画に基づき、道路施設の巡回調査に努め、必要に応じて道路法に基づく交通規制の実施や緊急輸送道路を確保します。

また、交通障害となる倒壊樹木、土砂等の除去及び道路、橋梁等の応急補修、排水等を関係機関と協力して実施し、道路を啓開します。

（１１）総合的な駐車対策の推進

① 違法駐車対策の推進 【市民活動支援課】

違法駐車の実態を踏まえ、警察や関係機関と協力し、違法駐車対策を推進します。

② 駐車場等の整備 【建設計画課】

君津都市計画における駐車場整備地区内において、駐車需要を生じさせる一定規模以上の建築物に対し、駐車施設の附置を義務付ける「君津市建築物における駐車施設の附置等に関する条例」に基づき、駐車施設の整備を図ります。

（１２）道路交通情報の提供 【管理課】

災害等による通行止め情報などを、市民へ迅速に正確に提供します。

（１３）交通安全に寄与する道路交通環境の整備

① 道路の使用及び占用の適正化等 【管理課】

ア 道路の使用及び占用の適正化

工作物の設置、工事等のための道路の占用及び道路管理者以外の行う工事の許可にあたっては、道路の構造を保全し、安全かつ円滑な道路交通を確保するために適正な運用を行うとともに、許可条件の履行、占用物件等の維持管理について指導します。

イ 不法占用物件の排除等

道路交通に支障を与える不法占用物件等については、実態調査、強力な指導・対応を行い、特に、市街地について重点的にその是正を実施します。

また、不法占用物件等の防止を図るための啓発活動を沿線住民等に対して行います。

ウ 道路の掘り返しの規制等

道路の掘り返しを伴う占用工事については、無秩序な掘り返しと工事に伴う事故・渋滞を防止するため、施工時期や施工方法を調整します。

エ　大規模事業等への先行対策の推進

都市計画、開発事業、大規模小売店舗等の建設に際し、地域全体の交通情勢を勘案した上で、計画の段階から、駐車場の確保や周辺交通に与える影響の軽減等について、道路管理上必要な指導・提言を行います。

②　道路法に基づく通行の禁止又は制限　【管理課】

道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路の破損、欠壊又は異常気象時等により交通が危険であると認められる場合や、道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合には、道路法に基づき、迅速かつ的確に通行の禁止又は制限を行います。

また、道路との関係において必要とされる車両寸法、重量等の最高制限を超える車両の通行の禁止や制限に対する違反を防止します。

【第４の柱】道路交通秩序の維持

交通ルール無視による事故を防止するためには、道路交通秩序の維持を図る必要があります。

このため、飲酒運転や著しい速度超過等の交通指導取締りを推進するほか、警察署等の関係機関と協力し、暴走行為をさせないための環境づくりを推進します。

（１）交通指導取締りの強化・推進

①　通学路等における交通指導取締りの推進　重点項目２、４（再掲）

君津警察署は、歩行者及び自転車利用者の事故防止並びに事故多発路線等における重大事故の防止に重点を置いた交通指導取締りや、通学路における交通安全対策として、通学時間帯の通行車両に対する交通指導取締りを推進します。

②　飲酒運転に対する交通指導取締りの強化　重点項目２、４、５（再掲）

飲酒運転は重大な交通事故を引き起こす要因となっているため、君津警察署では取締りを強化、推進します。

（２）暴走族対策の推進

①　暴走族追放気運の高揚等　【市民活動支援課】

「千葉県暴走族及び暴走行為者等の追放の促進に関する条例」の規定に基づき、関係機関・団体等との連携の下、あらゆる機会を捉えた広報活動を推進し、地域における暴走族追放気運の高揚を図ります。

② 暴走行為阻止のための環境整備 【市民活動支援課】

暴走行為及びこれに伴う群衆の集合場所として利用されやすい施設の管理者に協力を求め、暴走族等を集合させないための施設の管理・改善等の環境づくりを推進します。

【第５の柱】救助・救急活動の充実

交通事故による負傷者の救命を図り、また、被害を最小限にとどめるため、高速道路を含めた道路上の交通事故に即応できるよう、救急医療機関、消防機関等の関係機関による緊密な連携・協力を確保し、救助・救急体制及び救急医療体制の整備を図ります。

（１）救助・救急体制の整備

① 大規模事故における広域応援体制の整備 【消防総務課・消防署】

大規模事故の際には､本市の消防力だけでは対応できない恐れがあるため、周辺消防本部との広域応援体制を推進するとともに、関係機関との連携体制を構築します。

② 応急手当の普及啓発活動の推進 【消防署】

交通事故による負傷者の応急手当を行い、また、被害を最小限にとどめるためには、現場におけるバイスタンダー（※）による応急手当が適切に行われる必要があります。

このため、地域住民を対象に、交通事故による負傷者に対する応急手当等の知識やＡＥＤ（自動体外式除細動器）の正しい使用方法等、実技の普及を図ります。

※バイスタンダー

事故や災害の現場に居合わせた第三者のこと。

③ 救急救命士及び救急隊員の訓練の促進 【消防総務課・消防署】

プレホスピタルケア（※）の充実強化を図るため、消防機関において、「ＪＰＴＥＣ（※）（外傷病院前救護ガイドライン）」等を活用し、救急救命士や救急隊員に対する教育を推進します。

※プレホスピタルケア

負傷者などを病院に収容する前に行う応急手当。主として、救急車内で行うものをいう。病院前救護。

※ＪＰＴＥＣ（Japan Prehospital Trauma Evaluation and care）

一般社団法人ＪＰＴＥＣ協議会認定の教育プログラム。

④　救助・救急用資器材等の装備の充実　【消防総務課】

救助・救急活動の円滑かつ適切な遂行を図るため、救助・救急用資器材の充実及びより高度な資器材の整備を図ります。

⑤　救助隊員及び救急隊員の教育研修の充実　【消防総務課】

交通事故において救助隊員及び救急隊員は、正確かつ迅速な応急処置が求められていることから、より高度な知識、技術を習得するため、関係機関が実施する研修会に参加するなど教育研修の充実を図ります。

（２）救急医療体制の整備

①　救急医療機関等の整備　【健康づくり課】

救急医療体制の基盤となる初期救急医療体制としては、地元医師会の協力により、休日当番医委託事業を実施するとともに、夜間診療の内科・小児科については、木更津市にある君津郡市夜間急病診療所において実施し、外科については、君津地域４市にある病院の輪番及び君津中央病院で対応していきます。

また、初期救急医療施設では応じきれない入院治療を必要とする重症救急患者に対しては、二次救急医療体制として君津地域４市の病院輪番制により、対応していきます。

更に、重篤救急患者の救命医療を行うため、三次救急医療機関として君津中央病院において２４時間体制が取られています。

こうした救命救急医療　体制の維持の支援に努めます。

②　救急医療情報システムの活用　【消防署】

救急医療機関及び消防機関等の関係機関における緊密な連携・協力関係の下、救急患者の迅速かつ円滑な収容体制を確保し、救命率の向上を図るため、千葉県で整備した「広域災害・救急医療情報システム（ちば救急医療ネット）」を活用し、救急患者の症状に応じた医療機関への搬送を行います。

③　病院前救急診療（ドクターヘリ、ラピッドカー）の活用　【消防署】

交通事故等による負傷者の救命率向上や後遺症の軽減を図ることを目的に、現場で早期に救命医療を開始するため、ドクターヘリやラピッドカーの活用を推進します。

※ドクターヘリ

救急医療用機器等が装備されており、消防の要請により病院から医師及び看護師等が出動し、現場から医療機関に搬送するまでの間、負傷者に救命医療を行うことができる専用ヘリコプター。

※ラピッドカー

治療をいち早く行うため、消防からの要請により病院から医師及び看護師等が、現場に出動する緊急車両。

（３）救急医療機関との連携・協力体制の確保　【消防総務課・消防署】

交通事故等による負傷者を迅速かつ円滑に救急医療機関へ収容するため、関係機関との連絡体制を明確化させるとともに、救急医療機関との連携、協力体制の確保を推進します。

【第６の柱】被害者支援の充実と推進

交通事故被害者等は、交通事故により多大な肉体的、精神的及び経済的打撃を受けたり生命を絶たれたりするなど、深い悲しみやつらい体験をされており、このような被害者等を支援することは極めて重要です。

そのため、犯罪被害者等基本法や千葉県犯罪被害者等支援条例等の下、千葉県や支援活動を行う民間支援団体等と連携し、交通事故相談の実施や交通事故被害者等に対する情報提供の充実を図るとともに、その心情に配慮した対策を推進します。

◇　交通事故被害者支援の推進

①　交通事故被害者等に対する援助措置の推進　【市民活動支援課】

交通事故被害者を救済するため、交通事故により親等を失い又は疾病の状態になった場合において、遺児となった就学前の幼児及び小・中学校の児童・生徒に対し手当を支給します。

②　交通事故被害者等の心情に配慮した相談業務の推進　【市民活動支援課】

交通事故による、被害者、その家族や遺族の精神的負担や社会的、経済的負担に適切に対応するため、第１月曜日・第３月曜日に「交通事故相談」を開設し、被害者等の心情に配慮した相談業務を実施します。

また、「千葉県犯罪被害者等支援条例」（令和３年４月施行）等のもと、千葉県や支援活動を実施する民間支援団体等と連携し、相談体制の充実に努めます。

【第７の柱】交通事故調査・分析の推進

効果的な交通安全対策を実施するため、事故が発生した状況について、運転者等の行動に加え、道路環境面等、様々な角度から情報収集に努め、関係機関・団体等による事故原因の分析や効果の高い対策を実施します。

（１）交通事故多発箇所の共同現地診断

【市民活動支援課・道路維持課・道路整備課】

死傷事故が多く発生している交差点等について、道路管理者や警察署等の関係機関が共同で現地診断を実施し、道路交通環境の観点から交通事故の発生原因や対策を検討し、各関係機関が対策を実施することにより、交通事故防止を図ります。

（２）交通死亡事故等重大事故発生に伴う緊急現地診断

【市民活動支援課・道路維持課・道路整備課】

交通死亡事故や社会的反響の大きな交通事故が発生した場合には、道路管理者や警察署等の関係機関と連携した緊急現地診断を行うとともに、ドライバーの人的要因（特性・心理・思い違い等）や道路環境の外的要因（昼・夜・交差点・カーブ等）を速やかに分析し、その要因に対する具体的な対策を実施して、同種事故の再発防止を図ります。

第３章　踏切道における交通の安全

１　踏切事故のすう勢等

踏切事故（鉄道の運転事故のうち、踏切障害及びこれに起因する列車事故をいう。）は、長期的には減少傾向にあります。

しかし、県内では、踏切事故は鉄道運転事故の４割（令和元年度実績）を占め、また、改良すべき踏切道がなお残されている状況です。

こうした現状を踏まえ、踏切事故防止対策を総合的かつ積極的に推進することにより踏切事故のない社会を目指します。

【表７】市内の踏切の状況

種 別	内 房 線	久留里線	計	備　　考
第１種	５	１９	２４	自動遮断機が設置されている踏切道
第２種	０	０	０	一部の時間帯のみ踏切保安係が遮断機を操作する踏切道
第３種	０	１	１	警報機のみが設置されている踏切道
第４種	０	５	５	遮断機も警報機も設置されていない踏切道
計	５	２５	３０	

資料：東日本旅客鉄道株式会社 木更津保線技術センター

２　交通安全計画における目標

踏切道における交通の安全と円滑化を図るため、市民の理解と協力の下、下記の３に掲げる施策を総合的かつ積極的に推進し、踏切事故の発生を防止します。

３　踏切道における交通安全対策

踏切事故は、ひとたび発生すると多数の死傷者を生ずるなど、重大な結果をもたらします。

そのため、踏切の歩道整備などの構造改良や、遮断時間の短縮、警報機・遮断機の改良など、道路管理者や鉄道事業者と協力して、踏切保安設備の整備を進めます。

また、踏切の利用状況やう回路の状況等を勘案して、第３、４種踏切道など地域

住民の通行に特に支障を及ぼさないと認められるものについて、統廃合を推進します。

第３編　計画の推進体制

本計画の推進に当たり、「交通事故のない、安全で安心して暮らせる君津市」を実現するため、市、各関係機関・団体及び市民との協働が重要であり、それぞれの役割を踏まえつつ、連携して交通安全対策を実施します。

また、各施策の取組状況を定期的に確認しながら、分析・評価を行い、必要がある場合は、施策の見直し等を実施します。

【ＰＤＣＡサイクル】

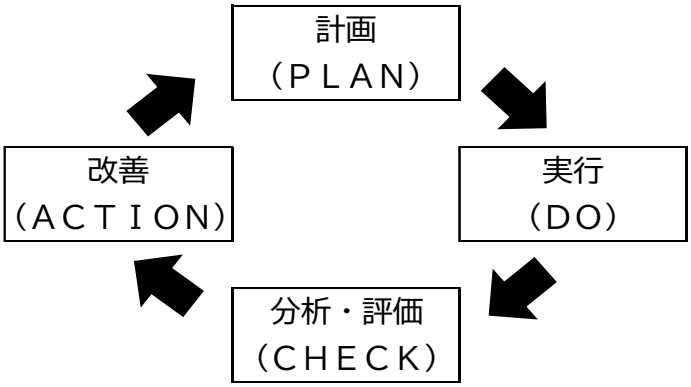

１　役割

（１）君津市の役割

本計画の趣旨及び本計画に定める施策を踏まえ、各地域の状況や市民生活に対応した事業を実施するとともに、各関係機関・団体、市民と連携し、地域の実情に応じた効果的な交通安全対策を推進します。

（２）関係機関・団体の役割

地域における交通安全関係機関・団体は、交通安全活動に大きな役割を果たしており、それぞれの立場に応じた活動を自主的、主体的に行うことが求められます。

（３）市民の役割

交通事故を一件でも減らすためには、市民一人一人が交通ルールを守り、正しい交通マナーを実践することが大切です。また、行政等と共に交通安全について考え、行動するとともに、自助、共助の取組みを進めていくことが求められます。

２　目標と指標

（１）交通安全計画における目標

期　間	目　標　数　値
令和３年度～令和７年度	①　交通事故重傷者数　年間１８人以下
	②　高齢者の交通事故発生件数　年間８０件以下
	③　児童・生徒等の交通事故死者数　ゼロを維持

（２）計画の重点事項における指標

◇重点項目１　高齢者の交通安全対策

【目的】　交通事故による高齢者の死傷者数を減少させます

【指標】

項目	実績			第１１次計画期間中の取組					担当
	平成３０	令和元	２	３	４	５	６	７	
高齢者の死傷者数（人）	７８	５８	６４	６１	５８	５５	５２	５０	市民活動支援課

◇重点項目２　歩行者の交通安全対策

【目的】　交通事故による歩行者の死傷者数を減少させます

【指標】

項目	実績			第１１次計画期間中の取組					担当
	平成３０	令和元	２	３	４	５	６	７	
歩行者の死傷者数（人）	４２	３７	４５	４２	４０	３８	３６	３５	市民活動支援課

◇重点項目３　自転車の安全利用対策

【目的】　自転車事故による死傷者数を減少させます

【指標】

項目	実績			第１１次計画期間中の取組					担当
	平成３０	令和元	２	３	４	５	６	７	
自転車事故による死傷者数（人）	４８	３８	３４	３３	３２	３０	２８	２６	市民活動支援課

◇重点項目４　通学路等の交通安全対策

【目的】　交通事故による児童・生徒等の死者数ゼロを維持します

【指標】

項目	実績			第１１次計画期間中の取組					担当
	平成３０	令和元	2	3	4	5	6	7	
児童・生徒等の死者数（人）	0	0	0	0	0	0	0	0	市民活動支援課

※児童・生徒等：幼児・小学生・中学生・高校生

◇重点項目５　飲酒運転による事故防止対策

【目的】　飲酒運転が起因する交通事故発生件数をゼロにします

【指標】

項目	実績			第１１次計画期間中の取組					担当
	平成３０	令和元	2	3	4	5	6	7	
飲酒運転が起因する交通事故発生件数（件）	3	0	3	2	2	1	1	0	市民活動支援課

参　考　資　料

資料１　交通事故発生件数及び死傷者数の推移（平成２０年～令和２年）

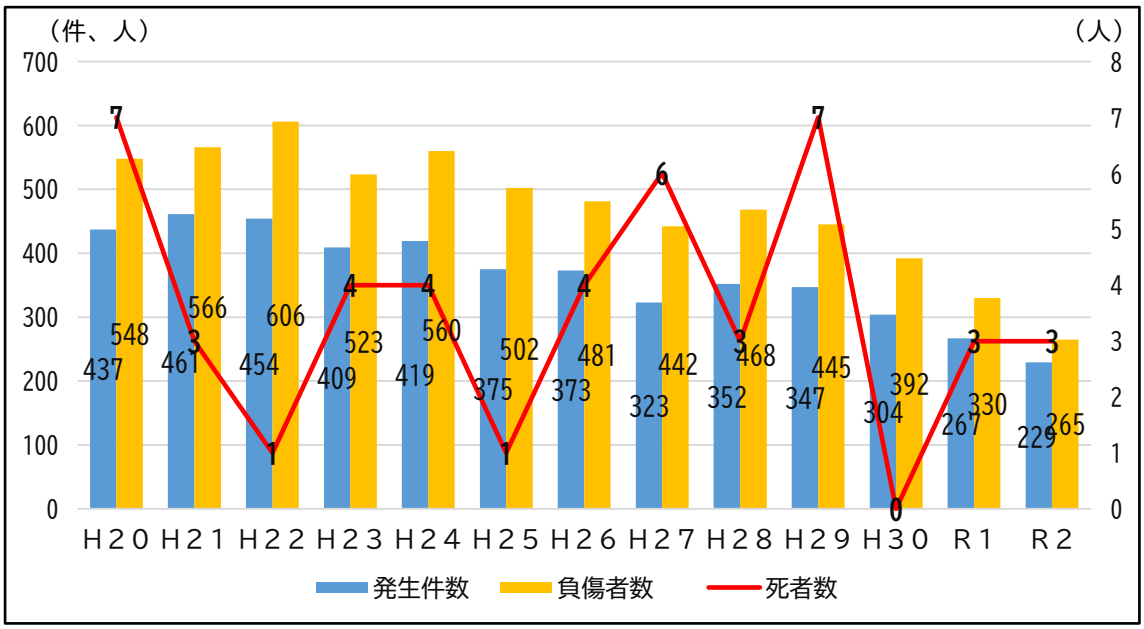

資料：君津警察署

資料２　路線別交通事故発生状況

路線		発生件数				
		H28	H29	H30	R1	R2
市町村道		157	161	153	126	102
県道	君津鴨川線	25	24	19	16	16
	君津青堀線	22	20	23	9	14
	君津大貫線	11	13	10	18	12
	君津停車場線	5	1	4	6	5
	荻作君津線	9	8	4	3	7
	木更津富津線	2	8	4	4	5
	千葉鴨川線	2	9	1	4	5
	久留里鹿野山湊線	6	2	3	2	0
	君津平川線	2	0	0	0	1
	長浦上総線	1	2	4	2	1
	加茂木更津線	0	1	0	1	0
	木更津末吉線	1	1	1	1	1
	小櫃佐貫停車場線	3	1	2	0	3
国道	127 号	49	39	26	32	24
	410 号	21	22	13	12	9
	16 号	14	7	13	9	5
	465 号	4	3	4	3	0
上記以外の道路		18	25	20	19	19
合　計		352	347	304	267	229

資料：君津警察署

資料３　君津市交通安全対策会議条例

昭和４６年６月１０日
条例第６２号

（設置）
第１条　交通安全対策基本法（昭和４５年法律第１１０号）第１８条第１項の規定に基づき、君津市交通安全対策会議（以下「会議」という。）を設置する。
（所掌事務）
第２条　会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。
(1)　君津市交通安全計画を作成し、及びその実施を推進すること。
(2)　前号に掲げるもののほか、市の区域における陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画に関して審議し、及びその施策を推進すること。
（会長及び委員）
第３条　会議は、会長及び委員をもって組織する。
２　会長は、市長をもって充てる。
３　会長は、会務を総理する。
４　会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
５　委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
(1)　国の関係地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
(2)　千葉県の部内の職員のうちから市長が任命する者
(3)　千葉県警察官のうちから市長が任命する者
(4)　部内の職員のうちから市長が指名する者
(5)　教育委員会の教育長
(6)　消防本部の長
６　前項第１号、第２号、第３号及び第４号の委員の定数は、それぞれ１人、２人、１人及び７人とする。
７　委員は、非常勤とする。
（特別委員）
第４条　会議に特別の事項を審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。
２　特別委員は、東日本旅客鉄道株式会社、東日本高速道路株式会社、その他の陸上交通に関する事業を営む公共的機関の職員のうちから、市長が任命する。
３　特別委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。
４　特別委員は、非常勤とする。
（議事等）
第５条　前各条に定めるもののほか、会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議にはかって定める。

附　則

この条例は、昭和４６年７月１日から施行する。

附　則（昭和４６年９月１日条例第７４号）

この条例は、昭和４６年９月１日から施行する。

附　則（昭和６２年７月１日条例第１４号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和６２年４月１日から適用する。

附　則（平成１７年１２月２８日条例第４４号）

この条例は、公布の日から施行する。
ただし、第３条第６項の改正規定は、平成１８年４月１日から施行する。

資料４　君津市交通安全対策会議委員名簿

No.	役　職	職　名
1	会　長	君津市長
2	委　員	国土交通省千葉国道事務所 木更津出張所長
3	〃	千葉県君津地域振興事務所長
4	〃	千葉県君津土木事務所 調整課長
5	〃	君津警察署長
6	〃	君津市総務部長
7	〃	君津市企画政策部長
8	〃	君津市財政部長
9	〃	君津市市民環境部長
10	〃	君津市保健福祉部長
11	〃	君津市経済部長
12	〃	君津市建設部長
13	〃	君津市教育長
14	〃	君津市消防長
15	特別委員	東日本旅客鉄道株式会社 君津駅長
16	〃	日東交通株式会社 運輸部　次長
17	〃	大新東株式会社 旅客運送事業本部　本部長
18	オブザーバー	君津市危機管理監

資料５　君津市交通安全計画推進委員会設置要綱

（設置）

第１条　交通安全対策基本法（昭和４５年法律第１１０号）第２６条を根拠とし、千葉県が策定した千葉県交通安全計画に基づき、君津市の講ずべき交通安全　施策の大綱を定める君津市交通安全計画の策定に関する検討及び推進を図るため、君津市交通安全計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　委員会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

（1）君津市交通安全計画の策定に必要な事項に関すること。

（2）君津市交通安全計画に係る施策の調整及び推進に関すること。

（3）その他君津市交通安全計画に係る施策の推進に必要な事項に関すること。

（組織）

第３条　委員会は、別表に掲げる者をもって組織する。

２　委員が出席できないときは、当該委員の指名する者がその職務を代理する。

（委員長）

第４条　委員会の委員長は、市民環境部長を、副委員長は市民環境部次長をもって充てる。

２　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

２　委員会は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第６条　委員会の庶務は、市民環境部市民活動支援課において処理する。

（補則）

第７条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和３年８月４日から施行する。

別表（第３条第１項）

部等	職
企画政策部　企画課	課長
市民環境部	部長
	次長
市民環境部　市民活動支援課	課長
保健福祉部　高齢者支援課	課長
建設部　建設計画課	課長
建設部　管理課	課長
建設部　道路維持課	課長
建設部　道路整備課	課長
教育部　学校教育課	課長
消防本部　消防総務課	課長

第１１次（令和３年度～令和７年度）

君津市交通安全計画

令和３年１２月

君津市交通安全対策会議

事務局　君津市市民環境部市民活動支援課
〒２９９－１１９２
千葉県君津市久保２丁目１３番１号